平成二十六年度事業活動報告書

平成 26 年度事業活動報告書

平成 27 年 3 月

一般社団法人　日本看護系大学協議会

平成二十七年三月

一般社団法人　日本看護系大学協議会

平成 26 年度の日本看護系大学協議会事業活動報告書の作成にあたって

平成 26 年度は、新たに 18 校の会員校を迎え、234 校となりました。6 月から新たな役員体制でスタートして 1 年、26 年度総会で認められた事業計画に沿って、役員会、各委員会共に努めてまいりました。各委員会報告で詳述されますが、ここでは全体的な視点から概要と課題を述べたいと思います。

2005 年に発足した高度実践看護師制度推進委員会を中心に検討を進めてきた、高度実践看護師 Advanced Practice Nurse（APN）のグランドデザインのもとに、既に輩出している専門看護師 CNS に加えて、ナースプラクティショナー（NP）をおく構想が形となりました。平成 27 年 2 月 16 日開催の臨時社員総会において、46 単位から成る NP 教育課程、同プライマリケア看護分野の提案および関連する定款並びに定款施行細則の改定案を諮り、審議の結果、賛成多数で認められました。10 年来取り組んできた課題は制度化をもって一応達成されましたが、今後は高度実践看護師の概念、制度が定着し、CNS と NP がそれぞれの分野・役割で活躍することを通して国民の健康と安寧に寄与していけるよう、本協議会と各大学の引き続きの努力が求められると考えます。なお、CNS 教育課程は、（旧）専門看護師教育課程認定委員会が 38 単位移行申請校や新規申請校の審査や新規の分野特定について審査を実施する傍ら、高度実践看護師教育課程に関連する規程改訂等に関する準備を進めてきています。

看護学教育全体の質を高めることは、常に本協議会の最大の目的とするところです。高等教育行政対策委員会で文部科学省委託事業として取り組んできた 2 つのプロジェクトは、「看護系大学院における教育の基準策定と評価に関する調査研究」、「教育体制充実のための看護系大学院における教育者養成に関する調査研究」ともに、今年度最終結果を報告書としてまとめました。学部のコアコンピテンシーから、博士後期課程修了生に期待される能力まで、全体を見通せる基礎が得られたことになります。各大学における検討、本協議会での今後の方針確定等に役立てていけることと考えます。看護学教育質向上委員会では、学部教育に焦点を当てた検討を重ねてきていますが、26 年度は「看護系大学における地域包括ケア教育強化に向けた取り組みに関する研究」を実施し、タイプの異なる大学を対象に地域ケア能力の育成とその課題を調べて次年度につなげ、提言をまとめていく予定です。国は地域包括ケアに向けて舵を切っていますが、高齢化の進展や地域力の格差により実情はさまざまであり、看護系大学として教育を通してどのように貢献していけるか、今後の重要課題となると考えられます。

質の向上には評価が不可欠です。看護学教育評価検討委員会が中心となって進めてきた看護学分野別評価への取り組みも 10 余年となり、26 年度は「看護学教育認定評価機構（仮）の設置について」説明会を実施しました。大学における看護学教育の質を保証する上で、さらなる看護学教育の発展のためには、分野別質保証の仕組みが不可欠であり、グローバル化や近接領域の動向を踏まえて機構の設置に踏み出すことが求められており、近いうちに提案する旨を確認しました。

広報・出版委員会は、これまでの「大学で看護を学ぼう！」キャンペーンをさらに発展させ、ホームページへのアクセス増加や高校生をターゲットとした動画の作成配信、リーフレットの作成等に取り組んできました。データベース委員会は、会員校に役立つデータベースをめざして、今後求められると予測される調査項目の追加等を行い、2013 年度の調査結果をまとめています。災害支援対策委員会は防災訓練の実施について実践的な理解を得る場として研修会を実施し、すでに配布し

ているマニュアルの実質的活用啓発に取り組んでいます。

国際交流推進委員会は、第19回EAFONSの日本開催に向けて、第18回に関する広報活動等を実施し、開催大学となった千葉大学との連携協力のもとに、準備を進めています。博士後期課程を設置している大学の積極的な参加を期待しています。

養護教諭養成教育検討委員会は、今期2年間の臨時委員会として設置しました。看護系大学において養護教諭養成のあり方について検討し、看護能力を具えた養護教諭のコンピテンス、カリキュラム等について検討を進めています。

平成26年度から、3つの委員会（国際交流推進委員会、データベース委員会、災害支援対策委員会）が常設化されました。既に常設化されている委員会も含めて、軌道に乗っている委員会もあれば、軌道修正が必要な委員会、役割が変化しつつある委員会等様々です。社会の変化やこれに関連した制度政策の変更等が速くなってきているだけに、スピード感のある対応が求められてきています。本協議会では、事務局体制等の基盤強化を図ってきていますが、十分とは言えない状況です。その一方で、会員校の急激な増加は大学における看護教育の質の保証にとって重大な脅威にすらなっています。本来歓迎すべき大学教育化を健全に進め、看護を学ぶ学生、看護を受ける人々から引き続き信頼を得ていくには、本協議会と会員校のいっそうの努力が求められています。引き続き皆さまの積極的なご参加により、力を合わせて進んでいけることを願っています。

一般社団法人　日本看護系大学協議会
代表理事　高田　早苗
（日本赤十字看護大学）

平成26年度役員

理事（副代表）上泉　和子（青森県立保健大学）
理事　岡谷　恵子（東京医科大学）
理事　北川眞理子（名古屋市立大学）
理事　荒木田美香子（国際医療福祉大学）
理事　川口　孝泰（筑波大学）
理事　高見沢恵美子（大阪府立大学）
監事　田村やよひ（国立看護大学校）

理事　宮﨑美砂子（千葉大学）
理事　村嶋　幸代（大分県立看護科学大学）
理事　山口　桂子（愛知県立大学）
理事　鈴木志津枝（神戸市看護大学）
理事　佐伯　由香（愛媛大学）
監事　上別府圭子（東京大学）

目次

平成 26 年度事業活動内容

平成 26 年度　社員総会報告……1

平成 26 年度　理事会報告……15

＜常設委員会＞

１．高等教育行政対策委員会……29
　分掌：上泉　和子（青森県立保健大学）

２．看護学教育質向上委員会……33
　分掌：村嶋　幸代（大分県立看護科学大学）

３．看護学教育評価検討委員会……47
　分掌：北川　眞理子（名古屋市立大学）

４．高度実践看護師教育課程認定委員会……75
　分掌：山口　桂子（愛知県立大学）、中村　伸枝（千葉大学）

５．広報・出版委員会……91
　分掌：荒木田　美香子（国際医療福祉大学）

６．国際交流推進委員会……107
　分掌：鈴木　志津枝（神戸市看護大学）

７．データベース委員会……113
　分掌：川口　孝泰（筑波大学）

８．災害支援対策委員会……165
　分掌：佐伯　由香（愛媛大学）

＜臨時委員会＞

９．高度実践看護師制度推進委員会……169
　分掌：高見沢　恵美子（大阪府立大学）

１０．養護教諭養成教育検討委員会……181
　分掌：荒木田　美香子（国際医療福祉大学）

・平成 26 年度事業活動概略……197

＜定款・規程＞

・定款……(3)

・定款施行細則……(11)

・災害看護支援事業規程……(15)

・災害看護支援事業資金取扱規程・……(18)

＜委員会規定＞

・委員会に関する規程（共通）……(21)
・高等教育行政対策委員会規程……(23)
・看護学教育質向上委員会規程……(24)
・看護学教育評価検討委員会規程……(25)
・高度実践看護師教育課程認定委員会規程……(26)
　・高度実践看護師教育課程認定規程……(28)
　・高度実践看護師教育課程認定細則……(32)
　・高度実践看護師教育課程基準……(35)
・広報・出版委員会規程……(37)
・国際交流推進委員会規程……(38)
・データベース委員会規程……(39)
・災害支援対策委員会規程……(40)
・高度実践看護師制度推進委員会規程……(41)
・養護教諭養成教育検討委員会規程……(42)
・選挙管理委員会規程……(43)

平成２６年度　定時社員総会報告
臨時社員総会報告

一般社団法人日本看護系大学協議会平成 26 年度定時社員総会議事録

日時：平成 26 年6 月 16 日（月）　13:00～17:10
場 所：東京医科歯科大学　M&D タワー2 階　鈴木章夫記念講堂（住所：東京都文京区湯島 1-5-45）
総社員数：234 名
出席社員数：232 名（開始後の出席社員数は後記各議案に記載のとおり。委任状による出席を含む）
総社員の議決権数：234 個
出席社員の議決権数：後記各議案に記載のとおり
（以下敬称略）
記録：兵庫県立大学　谷田恵子、兵庫県立大学　川崎優子
出席役員：代表理事　片田範子（議長・議事録作成者）
理事　太田喜久子、理事　田村やよひ、理事　井上智子、理事　村嶋幸代、理事　高田早苗、
理事　高見沢恵美子、理事　井部俊子、理事　田中美恵子、理事　真田弘美、理事 川口孝泰、
理事　山口桂子
監事　小島操子、監事　リボウィッツよし子

配布資料
１．一般社団法人日本看護系大学協議会平成 26 年度定時社員総会次第
２．平成 26 年度一般社団法人日本看護系大学協議会新会員校一覧（資料 1）
３．平成 26 年度事業計画、平成 26 年度事業活動計画書（資料 2）
４．平成 26 年度予算書（資料 3）
５．平成 26 年度決算報告書(第 4 期)・監査報告（資料 4）
６．臨時から常設委員会への変更に伴う定款施行細則の改定（資料 5）
７．一般社団法人日本看護系大学協議会　平成 26年度新役員候補者一覧（資料 6）
８．神田事務所貸会議室のご利用について、神田事務所７階貸し会議室利用申込書(資料 7)
９．「看護系大学の教育等に関する実態調査 2013」へのご協力のお願い（資料 8）
10．電子名簿操作マニュアル（資料 9）
11．「大学で看護を学ぼう！」キャンペーン
12．のぼり注文票
13．商標登録証
14．平成 25 年度事業活動報告書
15．話題提供資料：看護学教育の現状【文部科学省】
参考資料（国公私立看護系大学等の状況）【文部科学省】
看護行政の動向【厚生労働省】

司会　兵庫県立大学　岡田彩子

開会（13 時）

１．代表理事挨拶（片田範子代表理事）
今回は、一般社団法人となってから 4 回目の総会となる。法人化に伴い社会的役割を果たすことの重要性について大いに考えさせられた。審議会への参画や政治的事項への意見提出、委託事業の展開など多義にわたって速やかに対応しなければならないことが多かった。また、政策的対応には日頃からのデータ蓄積に基づきながら看護学教育の課題を抽出しながら進めてきた。会員の皆さまにご協力頂きながら進めてきたが、このような役割を果たしていくためには更なる組織改革が必要となる。今回の総会ではそのような内容を次年度への活動計画として示し、次期役員の皆さまにバトンを渡したいと考えている。午前中のセッションで扱ったテーマは継続課題であり、保健、福祉、医療を含めた法案の改正、行政改革が国から地方行政へシフトするなど、それぞれの大学が所在地域との連携を深め、教育を通しての医療、福祉制度へ貢献が求められている。ご出席の皆様に、これらの様々な取り組みに関して質問いただきながら進めさせていただきたいという旨が述べられた。

２．議長ならびに議事録署名人選出（片田代表理事）
定款第 15 条「社員総会の議長は、あらかじめ定めた代表理事がこれに当たる」に基づき、議長は片田

範子代表理事が務めることが説明された。
また、定款第 19 条に、「社員総会の議事については法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人 2 名を選任して署名押印し 10 年間本法人の主たる事務所に備え置くものとする」と定められていることが説明され、理事会から議事録署名人として、京都橘大学　遠藤俊子氏、福井大学　酒井明子氏が選出されたことが報告された。

３．平成 26 年度新会員校の紹介（資料 1)（片田代表理事）

資料 1 に基づき、新たに 18 校が会員校となったことが報告され、この 18 校は定款第 8 条に基づき平成 26 年第 1 回理事会で承認されていることが説明された。

平成 26 年度は新会員校を含め 234 校になったことが報告された。
敦賀市立看護大学、青森中央学院大学、朝日大学、足利工業大学、鈴鹿医療科学大学、千葉科学大学、中部学院大学、東京家政大学、奈良学園大学、日本医療大学、文京学院大学、北海道科学大学、大和大学、安田女子大学、帝京大学、京都看護大学、聖徳大学、防衛医科大学校の代表者である社員が紹介された。

４．議事

13:00 時点において出席数 221 校、代理人または議長への委任状を含めた議決権は 232 個となり、過半数の 116 を超えていることから、定款 16 条に基づき、議事を進めることが報告された。

【報告事項】

１）平成 25 年度活動報告（別添冊子平成 25 年度事業活動報告書）（事業活動報告書 P. 3～P. 8）（片田代表理事）

平成 25 年度定時社員総会議事録は、署名人であった埼玉医科大学保健医療学部看護学科千田みゆき氏、札幌市立大学看護学部看護学科中村恵子氏より承認されている旨が報告された。

（１）平成 25 年度理事会報告（事業活動報告書 P. 11～P. 20)（片田代表理事）

平成 25 年度は 6 回の定例理事会が開催され、第 1 回では各委員会の活動計画に関して審議し、平成 25 年度の役員体制が決定した。その後は事業計画に沿って会議が進められたが、第 4 回理事会（12 月 23 日）は、これからの日本看護系大学協議会のあり方を審議するため臨時で開催したものである。この会議での議題は、教育評価機構の設置について、高度実践看護のグランドデザイン（NP 教育課程のモデル案)、専門看護師の申請書類の点検であった。P. 16 議題 1 にある国民会議への提案について社会状況の中で看護教育に求められることとして看護系大学の定員増への対応とその整備について、社会のニーズに対応した看護教育やその体制・整備について、看護師不足および看護師の増員について、職場環境の整備については、今後も検討する必要がある。第 5 回理事会では、米国から教育評価に関するコンサルテーションを受けたことの報告、大学設置基準の見直し、専門看護師教育課程認定審査結果の報告・承認であった。第 6 回は、総会に向けての準備、新体制を迎えるにあたっての審議であったことが報告された。

（２）平成 25 年度事業活動報告

各担当理事より以下の報告が行われた。

＜常設委員会＞

① 高等教育行政対策委員会（事業活動報告書 P. 23～P. 42)（太田喜久子理事）
② 看護学教育質向上委員会（事業活動報告書 P. 45～P. 69)（村嶋幸代理事）
③ 看護学教育評価検討委員会（事業活動報告書 P. 73～P. 82)（高田早苗理事）
④ 専門看護師教育課程認定委員会（事業活動報告書 P. 85～P. 95)（高見沢恵美子理事）
⑤ 広報・出版委員会（事業活動報告書 P. 99～P. 106)（井部俊子理事）

＜臨時委員会＞

① 高度実践看護師制度推進委員会（事業活動報告書 P. 109～P. 118)（田中美恵子理事）
② 国際交流推進委員会（事業活動報告書 P. 121～P. 127)（真田弘美理事）
③ データベース整備・検討委員会（事業活動報告書 P. 131～P. 173)（川口孝泰理事）
④ 災害支援対策委員会（事業活動報告書 P. 177～P. 238)（山口桂子理事）
⑤ 選挙管理委員会（事業活動報告書 P. 241)（井上智子理事）

＊議事の報告事項２）と３）に入るに当たり、片田代表理事により資料の修正について以下の説明がなされた。
事業計画と予算は承認を必要とするものではないため、「平成 26 年度事業計画案」（資料 2）と「平成 26 年度予算案」（資料 3）から「案」の文字を削除する。

２）平成 26 年度事業計画と各委員会の活動計画（資料 2)（片田代表理事）

片田理事により、事業計画と活動計画を合わせた形で報告された。
26 年度の事業計画は 6 つあり、そのうちの「１．世界の動向を踏まえた看護学教育の推進」の中の「１）看護学基礎教育の質向上」と「２）看護学大学院教育の質向上」は看護学教育評価検討委員会、看護学育質向上委員会と高等教育行政対策委員会が主として担当していく。大学院教育についてはこれまでいろいろな形で JANPU は取り組んできたが、今日の現状からすると看護学基礎教育の在り方を再度、事業として挙げる必要がある。これは FD の在り方や教育の評価だけではなく、質向上に向けた取り組みも含め必要とされるからである。大学院の質向上に関しては、委託されている事業の推進や教育評価への取り組みなどを今後も継続する。「３）高度実践看護師教育の推進」は専門看護師教育課程認定員会と高度実践看護師制度推進委員会が担当し、専門看護師教育認定を行うと同時に、NP を含む高度実践看護師の制度化への取り組みを行う。「４）看護学グローバル人材育成の促進」は国際交流推進委員会が担当し、文科省の方針や国の初等教育からのグローバル化を目指す流れの中で、看護学のグローバル人材育成をどのように促進していくかを事業として対応していく。
「２．組織基盤の強化」は３つある。事業を推進は社員から選ばれた理事だけで遂行するには限界が出てきており、各大学の教員にも協力を得ているが、ブレインとしての機能と手足として業務を遂行する役割分担のためにも「１）事務機能・経営基盤の強化」が必要であり、このことは理事会全体で取り組んでいく。「２）データベースの整備と活用」はデータベース委員会が主となって、コンスタントに JANPU がどのように発展していっているかをデータで検討できるようにし、必要時は行政にデータとして示せるよう整備していく。「３）広報活動の強化」は、大学を通して看護学を学ぶことの必要性を看護系大学全体で広めていく必要があり、広報・出版委員会が中核となって実施する。
「３．看護学教育認証評価機構（仮称）の設置準備」は看護学教育評価検討委員会が担当する。医学や薬学等の他学問分野では各分野が独自に認証評価機構を立ち上げる方向性に沿っており、JANPU でも 10 年以上前から取り組み、試行事業も行ってきたという経緯から、この時点で認証評価機構を独立させていく必要があると考えている。来年度すぐに出来上がるとは考えていないが、設立に向けた方向性を明確にしていく必要がある。
「４．看護系大学としての防災と災害対応体制の整備」では、私たち自身が災害の備えをし、それを通して地域の人々に教育的介入をし、また学生・教員を守っていける大学としての在り様を、大学に提示していけることが大事であると考え、災害対応体制の整備という形で事業計画に挙げた。
「５．40 周年記念事業の企画」については、今年で発足 41 年目に入ったことから、ここで JANPU の歴史的変遷をまとめることも含めて、40 周年記念事業を実施することとした。
「６．第 19 回（2016 年）EAFONS の準備」は国際交流推進委員会が窓口となって実施する。第 19 回大会は日本が引き受けることになっており、大学院を持つ会員校で担当を希望する大学があればぜひ引き受けていただきたい。JANPU としての取り組みになるが、担当していただく会員校と連動しながら対応していく。

３）平成 26 年度予算（資料 3)（財務担当　田村理事）

財務担当の田村理事より、資料に基づき、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日の予算を理事会で決定した旨の報告があった。

＜質疑応答＞

（意見）
報告書 28 ページの高等教育行政対策委員会からの博士後期課程で習得すべき能力の原案中の、「次世代を育てる教育力をもつ」のところで、1 番目の文章が「教育者として」と本質的な書き出しになっているが、それに続く言葉が「知識の伝達」となっているのは、教育の本質を表すには少し物足りなさがあると思われる。博士後期課程を終わった人達は大学教員になると思われるので、大学教育でもちだすもの、たとえば、教育力を有する、問題解決能力を有するといった学生を目指しているので、幅広い教育の本質を表す表現にしていただきたい。

（片田代表理事）

ここでは知識を次世代に伝えるだけではなく、知見という言葉を使い新たなものを造り伝える力と考えているが、相対的に見た形で、博士課程を修了した人達が教育者になった時にどのような状況になっていくか、ということを踏まえ文言を選んでいきたい。このことは次のステップとして皆様方にご意見をいただき、精錬していく予定であり、検討させていただく。

（意見）
26年度の事業計画の中で報告のあった、「看護学教育認証評価機構（仮称）の設置準備」は極めて重要な作業だと思われるが、理事長の説明の中の「独立」という言葉は、たとえば日本医療評価機構のように「第三者機関」と理解してよいのか？

（片田代表理事）
その通りであり、独立という意味は、今のJANPUからの独立という意味である。「第三者機関」と考えている。

（意見）
予算について、会費以外の唯一の事業収入である専門看護師教育課程認定費は8,000,000円の収入であるのに対して、支出が専門看護師教育課程認定委員会費用9,923,000円となり、約2,000,000円不足している。認定費は1件いくらか？何回審査をしているのか？

（高見沢理事）
専門看護師の審査にかかる費用は実施要項に記載している。共通科目と専攻教育課程に分かれて料金が設定されており、100,000円程度であり、科目追加や内容変更等にも追加料金がかかる。何校審査したかについては報告書85ページの３．活動経過、１）専門看護師教育課程の審査および認定の実施に記載しているとおりである。今回費用が掛かった理由は、神田事務局7階に専門看護師教育課程の審査書庫の保管のための書庫整備と会計事務担当者を1名追加したためである。

（田中理事）
参考までに、CNSの教育課程を認定している大学は、現在96大学、256課程である。

（片田代表理事）
専門看護師教育課程の審査要項は、新規会員校に本日配布している資料の紙袋の中に入っているので詳細はそちらを参考いただきたい。

（意見）
40周年記念事業の具体的な事業企画を教えていただきたい。それはいつごろを計画しているか？また、平成26年度は13,000,000円の赤字予算であるが、その予算には40周年企画が盛り込まれているのか？

（片田代表理事）
その予算に40周年企画は盛り込んでいない。今期で企画し、次年度の実施を考えている。今期の理事会ででは内容として歴史の編纂が上がっているが、その他のことは次期理事会に委ねることとしている。

（意見）
先の専門看護師教育課程の審査・認定に関する質問の趣旨は、「収入と支出の差がマイナス2,000,000円となっているが、認定・審査費は支出に応じた形でとるものではないのか？　特定の事業で上がってきたものを支出して両方の額が一致するのものではないか？」というものだと思うが、答えがそれに応じていないようであるがどうか。

（片田代表理事）
委員会自体の運営のための費用は母体（JANPU）が出し、認定にかかる経費は認定を受けるほうが出すという形態になっている。これまで10年間のところで、それが逆転している状況があるのは事実で、認定委員会の作業にピアレビューアーとして協力いただいている方の旅費や諸経費等が委員会の経費として掛かってくる。それがとんとんになるのが理想だとは思うが、専門看護師を作っている本協議会

の姿勢として委員会の活動については経常経費の中から出す方向性を取ってきた。

（意見）
事業費を見ると、突出しているのは認定委員会と高等教育行政対策委員会であるが、実働すれば会費が 100,000 円上がっても納得する。CCNE が認証している学校は何校あるのか？応募している学校はないのか？

（片田代表理事）
CCNE は米国の certification system なので、使っている学校はないと思う。

（意見）
たとえば病院では JCI（Joint Commission International）という米国の認定機構の審査を受けるが、それと同等なものが CCNE だと思うので、日本の看護学校もこれをどんどん受けるべきだと思う。そのために助成していただけるなら、私たちは会費を払う。

（片田代表理事）
システムが違うので CCNE を活用するかどうかの審議は本会ではしていない。JANPU としては第三者機構として日本の中での教育を維持する必要性はあると思っている。

（意見）
グローバルヘルスを謳っているので、CCNE を参考にされてはいかがかと思う。

【審議事項１】（14 時 39 分）

これより審議１）から３）に入るため途中退場は遠慮いただくこととし、採決方法について、議長から次のような説明があった。００３
「平成 25 年度決算・監査報告」と、「臨時から常設委員会への変更に伴う定款施行細則の改定」の承認については拍手で決定し、「平成 26 年度役員選挙の結果報告と役員候補者」および「指名理事候補者の紹介と承認」については赤・青用紙を用いて一括承認とする。

現在、出席が 226 校、欠席 8 校のうち 6 校は議長に委任していただいているため 232 校の出席があり、出席社員の議決件数は 232 個となる。

１）平成 25 年度決算・監査報告（資料 4）（財務担当　田村やよひ理事監事）
財務担当の田村理事より、定款第 36 条に基づき以下の報告・審議が行われた。
小島監事より、平成 26 年 5 月 1 日に小島操子監事とリボビッツよし子監事で、定款の規定に基づき平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの平成 25 年度における会計および業務の監査を行ったことが報告され、監査方法の概要と監査意見が説明された。

◆平成 25 年度決算・監査報告について参加者からの質問はなく、拍手による採決の結果、承認された。

「定款施行細則の変更」の審議にあたり、議長を片田代表理事から太田理事に交代した。
太田理事より、「臨時から常設委員会への変更に伴う定款施行細則の改定」の承認については拍手で決定することが説明された。

２）臨時から常設委員会への変更に伴う定款施行細則の改定（資料 5）（片田理事）
定款第 6 条には、「本会に以下の常設委員会を置く」として高等教育行政対策員会から広報・出版委員会の 5 つの委員会が記載されているが、現在臨時員会である国際交流推進委員会、データベース整備・検討委員会、災害支援対策委員会はどれも定年で行っていく事業として理事会で判断したことから、データベース整備・検討委員会はデータベース委員会と名称を変更するとともに、これら 3 つの委員会を定款施行細則 6 条に加えるという提案がなされた。

◆臨時から常設委員会への変更に伴う定款施行細則の改定について参加者からの質問はなく、拍手によ

る採決の結果、承認された。

「定款施行細則の変更」の審議終了により、議長を太田理事から片田代表理事に戻した。

３）平成 26 年度役員選挙の結果報告と役員候補者の承認（一覧表）（資料 6）（片田理事）

議長より、本定時社員総会の終結時をもって理事及び監事の全員が任期満了により退任するためその後任者を選任する必要があり、今年度初めに役員選挙が行われたこと、定款 22 条に基づき、理事および幹事の選任を実施すること、および赤・青用紙を用いて、資料 6 にある理事候補者・幹事候補者を一括で投票、承認することについて説明がなされた。

＜投票＞

◆議長より、本日の出席が現時点で 232 名であり、過半数 116 名を超えた社員が出席していること、および定款 22 条に基づき、採決の結果、賛成 231 票、反対 0 票、無効 1 票で、下記のとおり理事及び監事を選任することについて可決承認されたことが報告された。

理事　荒木田美香子、理事　上泉和子、理事　川口孝泰、理事　北川眞理子、理事　佐伯由香、
理事　高田早苗、理事　高見沢恵美子、理事　宮﨑美砂子、理事　村嶋幸代、理事　山口桂子
補欠理事（順位 1 位）岡谷恵子、補欠理事（順位 2 位）小山眞理子、補欠理事（順位 3 位）雄西智恵美、
補欠理事（順位 4 位）中村惠子
監事　上別府圭子、監事　田村やよひ
補欠監事（順位 1 位）太田喜久子、補欠監事（順位 2 位）井部俊子

＜休憩（15 時 10 分～15 時 25 分）＞

【審議事項 2】

４）指名理事候補者の紹介と承認（片田代表理事）

議長より、本定時社員総会の終結時をもって理事及び監事の全員が任期満了により退任するためその後任者を選任する必要があり、役員選出規定第 12 条、第 10 条、および第 11 条の規定に基づき新理事会において承認を得た指名理事候補者として、岡谷恵子氏（東京医科大学）と鈴木志津枝氏（神戸市看護大学）（スライド上に表示）が指名されたことが報告された。また、定款 22 条に基づき投票・承認することと投票方法について説明された。

＜投票＞

◆議長より、本日の出席が現時点で 232 名であり、過半数 116 名を超えた社員が出席していること、および定款 22 条に基づき、採決の結果、全数 232、賛成 231 票、反対 0 票、無効 1 票となり賛成が過半数を超え、下記のとおり理事 2 名を選任することが可決承認されたことが報告された。

理事　岡谷恵子、理事　鈴木志津枝

５．平成 26 年度役員体制ならびに新代表理事の挨拶

新代表理事に内定した高田早苗氏より、新理事が紹介された。また、先ほどから今後への課題が片田代表理事や財務担当理事から出されていたことを聞いて、大変な重責だと感じている。どれぐらいできるかということに不安がないわけではないが、新役員が力を合わせて頑張ってやっていきたいと思うので、ご理解とご協力をお願いしたい、と挨拶された。

（以下敬称省略）

代表理事：高田早苗（日本赤十字看護大学）
理事：荒木田美香子（国際医療福祉大学）、川口孝泰（筑波大学）、北川眞理子（名古屋市立大学）、
佐伯由香（愛媛大学）、高見沢恵美子（大阪府立大学）、宮﨑美砂子（千葉大学）、
村嶋幸代（大分県立看護科学大学）、山口桂子（愛知県立大学）、岡谷恵子（東京医科大学）、
鈴木志津枝（神戸市看護大学）、上泉和子（青森県立保健大学、欠席）
監事：田村やよひ（国立看護大学校）、上別府圭子（東京大学、欠席）

６．庶務連絡（資料 7〜9)(事務局　潮洋子氏）

事務局の潮氏より、以下の連絡および報告がされた。

１）神田事務所貸会議室の利用について（資料 7）
２）看護系大学の教育に関するデータベース調査のお願い（資料 8）
３）電子名簿入力のお願い（資料 9）
４）会費納入のお願い

閉会（15 時 40 分）

７．話題提供　15：50〜17：10

■文部科学省高等教育局医学教育課　看護教育専門官の斉藤しのぶ氏より、「看護学教育の現状」というテーマでの話題提供が行われた。

■厚生労働省医政局看護課　看護課長補佐の習田由美子氏より、「看護行政の動向」というテーマでの話題提供が行われた。

終了（17 時 10 分）

一般社団法人日本看護系大学協議会平成 26 年度臨時社員総会議事録

日時：平成 27 年2 月 16 日（月）　13:00～15:50
場所：中央大学　駿河台記念館　2 階ホール（住所：東京都千代田区神田駿河台 3 丁目 11-5）
総社員数：234 名
出席社員数：232 名（開始後の出席社員数は後記各議案に記載のとおり。委任状による出席を含む）
総社員の議決権数：234 個
出席社員の議決権数：後記各議案に記載のとおり
（以下敬称略）
記録：日本赤十字看護大学　西田朋子、東京医科大学　山岸直子
出席役員：代表理事　高田早苗（議長・議事録作成者）
理事　上泉和子、理事　宮﨑美砂子、理事　岡谷恵子、理事　村嶋幸代、理事　北川眞理子、
理事　山口桂子、理事　荒木田美香子、理事　鈴木志津枝、理事　川口孝泰、理事 佐伯由香、
理事　高見沢恵美子
監事　田村やよひ、監事　上別府圭子

配布資料
１．一般社団法人日本看護系大学協議会平成 26 年度臨時社員総会次第
２．ＮＰ教育課程基準（案）説明会（資料１）
３．プライマリケア看護専攻教育課程（資料２）
４．定款ならびに定款施行細則の改定（資料３）
５．高度実践看護師教育課程認定規程（案）新旧規程対比表（資料４）

司会：日本看護系大学協議会　理事　宮﨑美砂子

開会（13 時）

１．代表理事挨拶（高田早苗代表理事）

これまで、高度実践看護師制度推進委員会では平成 25 年 7 月、平成 26 年 3 月、平成 26 年 6 月の 3 回にわたり高度実践看護師制度（案）について説明会を開催し、プライマリケア看護専攻教育課程審査基準（案）と認定スケジュール（案）の説明をしてきた。理事会でもスケジュールに沿って準備をすすめ、平成 27 年 7 月に教育課程の審査申請を開始することが確認された。このプライマリケア看護専攻教育課程の審査を開始するにあたり、専門看護師教育課程認定規定、定款の改正を伴うために、本日臨時総会を開催することとなった。

日本は超高齢社会を迎える中で、看護職は活動の場を地域にも方向転換してきた。看護師の特定行為に関しても医道審議会において審議されており、こうした状況下において、これらの制度の今後の方向性を考えていくとともに、本会としては看護職の目指す方向性を考えて提案していくことが役割の 1 つである。高度実践看護師は方向性の 1 つとして考えられる。しかし、高度実践看護師を考えるにあたっては、学部教育も重要である。こうした様々な状況において、どのような教育をしていくことが必要であるかを引き続き考えていきたい旨が述べられた。

２．文部科学省看護教育専門官ご挨拶（斉藤しのぶ様）

斉藤しのぶ専門官からは、主に以下の内容が話された。
看護職の高度実践の基盤を作る基礎教育について、本日は共通理解をはかりたい。平成 26 年度 4 月時点での看護系大学の数は、226 校（入学者定員 19,454 名）、平成 27 年度は計 15 校が増えるため（大学設置 2 校、学部設置 14 校（うち 1 校は改組のため実質 13 校））、241 校（入学者定員 20,689 名）となる。大学増加の中で、新卒看護師の約 3 割が大卒となっているが、このような現状においては、看護系大学における看護学教育のさらなる充実が求められていること、特に看護は実践の科学であることから教育は看護実践能力の獲得を第一義として行われるため、教育の質保証が重要である旨が述べられた 。

引き続き、臨地実習の目的、つまり看護実践能力の育成が完遂できるか否かが問われる事例の紹介を通して、看護学教育の現状について説明された。あわせて、平成 26 年度教育課程変更承認申請の書類に見る傾向として、臨地に学生が出る時間数の短縮化、臨地実習指導助手による指導により教員は巡回指導、見学のみの形態、実習施設数の増加があげられた。大学設置基準第 19 条には「大学は、当該大

学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」とあるが、大学教育の水準が様々になっていることから、看護学教育の質保証について自大学が自己評価を行う機会としていただきたい旨、要請された。あわせて、文部科学省としては、各大学の教育の質保証には惜しみない支援をしていくことが説明された。さらに、大学における看護実践能力の育成に向けて（平成 14 年）、看護教育の内容と方法に関する検討会報告書（平成 23 年）、両者の報告書で示されている内容の達成度についても、今一度の評価が要請された。

このように看護基礎教育を基盤として、高度実践看護師の看護実践があることを理解する必要がある。また、そのためにも、教員の教育力向上、教育体制の構築、現場の課題に応える FD や研究の取り組み、臨地との連携と協働、分野別認証評価機構の立ち上げと随時結果の公開が今後の課題となることが述べられた。

３．ナースプラクティショナー教育課程基準（案）の説明（資料１と２）（高見沢理事）

高見沢理事より、パワーポイントを用いて以下のような説明があった。

後記審議においてナースプラクティショナーの一分野としてプライマリケア看護専攻教育課程を提案したい。前提としては、既存の専門看護師の看護専門分野は温存するが、26 単位から 38 単位への移行が条件である。ナースプラクティショナー教育課程では専門看護師教育課程（38 単位）から、専門分野共通科目・専門科目を 8 単位増加させ、計 46 単位とする。その中では医師との連携のもとに初期診断・治療を自律的に行う能力の強化を主眼とするものである。その他、共通科目 A、共通科目 B および専攻分野専門科目についての単位数は現行どおりとする。

さらに、プライマリケア看護専攻教育課程規準（案）について、プライマリケアの定義、プライマリケアナースプラクティショナーの機能、教育課程基準（案）、教育目標、各科目の内容案について説明された。加えて、教育課程審査規準（案）、教育課程認定スケジュールについて説明された。専攻分野共通科目としては、単位の配分については、各大学で別に定めることもできるが、4 分野の科目を最低 10 単位履修できるよう準備する必要がある。

以上の説明を踏まえて、次の質疑応答があった。

＜質問①：大分県立看護科学大学　村嶋先生＞

今回提案される教育認定は、すでに日本 NP 教育大学院協議会が認定している大学院を含めて JANPU が認定をするという印象を受けたが、日本 NP 教育大学院協議会ではすでに 7 校の認定をしている。こちらは別個に JANPU が認定していくナースプラクティショナーがあるということであり、日本 NP 教育大学院協議会と JANPU との話し合いはすんでいないとの意見があった。

これに対しては、「JANPU が認定するのは、JANPU に申請された大学院のみ認定し、他機関に申請されたものについては、関与しない」との回答が高田代表理事よりあった。

質問：今回提案されるナースプラクティショナーは、どの程度の医行為をすることを想定し、法的にはどのように守られるのか。

回答：

- 特定行為に係る研修については、厚生労働省が別途特定行為として認定しているため、今回はそれについて言及するものではなく、あくまでも JANPU の審査規準の中で実施していく。今回提案するナースプラクティショナーは、大学院教育により育成していきたい。プライマリケア看護においては、地方住民の方々に対する高度実践のアドバイスでよいのか、医師に相談したほうがよいか等、判断することが必要となるため、それらを判断し実践できる看護師の育成をめざしている。どの程度の医行為が必要であるかという点については、各大学の地域特性を考慮して設定していただきたい。（高見沢理事）
- 法的根拠に基づいて実践していくものである。医行為のほうが特定行為よりも範囲が広いため医行為のほうが特定行為を含む形となるが、この前提の中で治療や介入という文言を使用していることをご理解いただきたい。また、法を守る点については、JANPU および各大学が考えていくことである。（高田代表理事）
- 医行為は医師の指示のもとに行うということ、現行法の中での高度実践看護師でありナースプラクティショナーであるということで考えていただけると理解しやすいのではないか。（上泉理事）

＜質問②：石川県立看護大学　石垣先生＞

質問：プライマリケアやプライマリケア看護についての定義をもう少ししていただきたい。
回答：スライド 55「プライマリケアの定義」を「プライマリケア看護ナースプラクティショナーの定義」として、ご理解いただきたい。

＜質問③：広島文化学園大学　佐々木先生＞
質問：今回提案されるナースプラクティショナーの資格認定はどこが行うのか、また特定看護師は 0.8 割程度の診療報酬上の保障があるときいているが、今回提案されるナースプラクティショナーは現場の経営に貢献するのか。
回答：
・ 専門看護師と同様に、日本看護協会で認定できるように調整中である。個人の認証をするにあたっては、別団体に依頼することで信頼性が高くなるという理由からである。（高田代表理事）
・ 特定行為に係る研修を受けた看護師が行う場合には、医師が行っていた行為を看護師が行うことになるため、診療報酬点数はそのままつくと推察できるが、経営上は効率よく行うことができるようになると考えられる。（岡谷理事）

休憩：14:55～15:10

４．議事
13:00 時点において出席数 190 校、代理人または議長への委任状を含めた出席社員の議決権は 232 個であるから、定款第 16 条に基づき、議事を進めることが報告された。

【審議事項１】（15 時 13 分）

これより審議１）と２）に入るため途中退場は遠慮いただくこととし、採決方法について、議長から次のような説明があった。
現在、出席が 190 校、欠席 44 校のうち 42 校は議長に委任していただいているため 232 校の出席があり、出席社員の議決件数は 232 個となる。
審議事項において高田代表理事からの説明があるため、議長が上泉副代表に交代された。

１）定款ならびに定款施行細則の改定（資料３）（高田代表理事）
高田代表理事より、次の提案がされた。
（１）定款第２条（目的）を他機関の定義等に鑑み、以下のように文言の変更をしたい。
【旧】（目的）
第２条　本法人は、看護学高等教育機関相互の連携と協力によって、看護学教育の充実・発展及び
学術研究の水準の向上を図り、よって人々の健康と福祉へ貢献することを目的とする。
↓
【新】（目的）
第２条　本法人は、看護学高等教育機関相互の連携と協力によって、看護学教育の充実・発展及び
学術研究の水準の向上を図り、もって人々の健康と福祉へ貢献することを目的とする。

（２）定款第３条（事業）については、教育課程名称変更に伴う改定として以下のとおり変更をしたい。
【旧】（事業）
第３条　本法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
（１）看護学教育に関する調査研究
（２）看護学教育の質保証・向上
（３）専門看護師教育課程の推進
（４）看護学教育に関する政策提言
（５）看護学の社会への啓発活動
（６）看護学関連諸団体並びに国内外の諸機関との相互連携及び協力
（７）その他本法人の目的を達成するために必要な事業
↓

【新】（事業）

第３条　本法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）看護学教育に関する調査研究
（２）看護学教育の質保証・向上
（３）高度実践看護師教育課程の推進
（４）看護学教育に関する政策提言
（５）看護学の社会への啓発活動
（６）看護学関連諸団体並びに国内外の諸機関との相互連携及び協力
（７）その他本法人の目的を達成するために必要な事業

（３）定款施行細則第６条（常設委員会）を教育課程名称変更に伴い、次のように変更したい。

【旧】第６条（４）専門看護師教育課程認定委員会

↓

【新】第６条（４）高度実践看護師教育課程認定委員会

以上の提案、説明に対する質疑はなく、「定款第２条の目的の文言と定款第３条の事業内容、ならびに定款施行細則第６条の本会の常設委員会名称」は教育課程名称変更に伴う共通の改定であることから、一括採決された。

賛成 227 票、反対 3 票、無効 4 票であり、定款第１６条第２項「総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う」に基づき、総社員数 234、その 3 分の 2 は 156 であることから、定款ならびに定款施行細則の変更は承認可決された。

２）高度実践看護師教育課程認定規程の改定（資料４、参考資料１～３）（高見沢理事）

資料 4 をもとに、改訂事項として以下のことが説明された。

＜文言の修正＞

・ 規程において、第４章　４条（２）Ａを除いたすべてにおいて、旧（現行）「専門看護師」→新（改定）「高度実践看護師」に統一する。

＜章、条番号の修正＞

・ 第２章　第２条を追加したことに伴う、それ以降の章番号、条の番号を繰り下げる。

＜追加事項＞

・ 第２章として「高度実践看護師教育課程の定義」を以下のように追加する。

第２条　高度実践看護師教育課程は、専門看護師教育課程およびナースプラクティショナー教育課程により構成する。

２　専門看護師教育課程は、保健・医療・福祉現場において、複雑な健康問題を有する患者にケアとキュアを統合し、卓越した直接ケアを提供するとともに、相談、調整、倫理調整、教育、研究を行い、ケアシステム全体を改善することで、看護実践を向上させる高度実践看護師を養成する教育課程とする。

３　ナースプラクティショナー教育課程は、保健医療福祉現場において病院・診療所等と連携して、現にまたは潜在的に健康問題を有する患者にケアとキュアを統合し、一定の範囲で自律的に治療的もしくは予防的介入を行い、卓越した直接ケアを提供する高度実践看護師を養成する教育課程とする。

・ 第３章　専門看護分野の教育課程の特定等　においては、新（改定）は旧（現行）と同じ表記である。新（改定）では、専門看護分野の教育課程が専門看護師教育課程とナースプラクティショナー教育課程に分かれるが、専門看護分野という用語が専門看護師だけを指すように誤解される可能性がある。そのため、資料 4 では記載はないがスライドで示した以下の内容を、注１）として追加する。

注１）「専門看護分野」とは、高度実践看護師教育課程、すなわち専門看護師およびナースプラクティショナー教育課程の専門看護分野である。

・ 第４章　第４条　高度実践看護師教育課程認定の申請資格を　A. 専門看護師 26 単位 26 単位申請の場合、B. 専門看護師 38 単位申請の場合に加え、「C．ナースプラクティショナー46 単位申請の場合」を以下のように追加する。

C. ナースプラクティショナー46 単位申請の場合[注)4]

①履修単位数は、46 単位以上とし、そのうち実習は 10 単位以上であること。

②共通科目Ａのうち、8 単位以上を必修とすること。

③共通科目Ｂを、6 単位以上必修とすること。
④専門看護分野別の専攻教育課程基準をみたしていること。
注４）平成 27 年度より、新規申請を受け付ける。

・ 附則に（施行期日）という文言を追加する。
・ 附則に（経過措置）を以下のように追加する。
１．すでに専門看護師教育課程の認定を受けた教育課程は、第２条の高度実践看護師教育課程の認定を受けたものとみなす。

＜確認事項＞
・ 第４章　第４条（２）A. 専門看護師 26 単位申請　については 26 単位カリキュラムが進行中であることから残しておくこととする。
・ 第３章　専門看護分野の教育課程の特定等に、注１）を追加することにより、次の下線部のように番号を繰り下げる。
・第４章　第４条（２）A. 専門看護師 26 単位申請注１）→注２）
・第４章　第４条（２）B. 専門看護師 38 単位の場合注２）→注３）
・第４章　第４条（２）C. ナースプラクティショナー46 単位申請の場合注３）→注４）
・第５章　第７条　３　認定証の有効期間は、認定年度から 10 年間とする注３）→注５）。
・ 附則の施行期日は、決議にて承認された場合、平成 27 年 2 月 16 日とする。

以上の説明の後、以下の質疑応答があった。
質問：ケアとキュアを「統合」、「融合」、「総合」と文言が、規程やスライドの中で多様に使われているが、用語の定義をきちんとして整理したほうがよいのではないか？そしてむしろこの場合は「融合」が適切ではないだろうか。
回答：高度実践看護師制度推進委員会としては「統合」として合意が図られているため、スライドの原稿が誤っており統合と修正すること、提案した規程（資料４）では「統合」となっているため、原案通りで審議いただきたい。（高見沢理事）

以上の説明、質疑応答後、「高度実践看護師教育課程認定規定の改定」について採決した。開票の結果、賛成 218 票、反対 7 票、無効・棄権 9 票であり、定款第 16 条第 1 項「出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う」に基づき、出席した当該社員 232 の過半数 116 を超えていることから、提案については可決された。また、規定の改定が可決されたため、附則の施行期日は、平成 27 年 2 月 16 日とすることで合意された。

５．庶務連絡

１）2013 年度看護系大学の教育等に関する実態調査について（川口理事）
事務局の潮氏より、以下の連絡および報告があった。
２）平成 26 年度文部科学省委託事業報告会、平成 26 年度防災訓練の実施に向けた研修会、平成 27 年度専門看護師教育課程申請に向けた説明会のご案内（3 月 29 日（日）開催）（日看大協第 38 号）
３）平成 27 年度社員届の提出のお願い（日看大協第 41 号）
４）平成 27 年度定時社員総会（平成 27 年 6 月 15 日（月）午後開催予定）

最後に、高田代表理事より、本会の組織体制として、常任理事をおくことについても今後検討していく必要性があるとの発言があった。

閉会（15 時 50 分）

平成２６年度　理事会報告

平成 26 年度理事会報告

第1回理事会

日　時：平成 26 年 5 月 11 日（日）10:00～15:30
場　所：日本看護系大学協議会　神田事務所
出席者：片田範子、太田喜久子、井上智子、田村やよひ、村嶋幸代、高田早苗、高見沢恵美子、井部俊子、田中美恵子、真田弘美、川口孝泰、山口桂子、小島操子、リボウィッツよし子、佐伯由香（選挙管理委員会委員長）（敬称略）
欠席者：　なし
議　長：片田範子（代表理事）
事務局：潮、岡田、川本（記録）

Ⅰ．議題

１．平成 26 年度役員選挙の報告（佐伯委員長）
２．平成 25 年度第 6 回理事会議事録の承認（片田代表理事）
３．平成 26 年度新設校社員の承認について（片田代表理事）
４．平成 25 年度決算書、監査報告（田村理事、小島監事、リボウィッツ監事）
５．各委員会の H25 年度事業活動報告、H26 年度事業活動計画、審議事項

１）高等教育行政対策委員会（太田理事）

【平成 26 年度事業活動計画】

・文部科学省、厚生労働省の看護関連の検討会からの報告や社会情勢の動きを迅速に捉え、日本看護系大学協議会としての見解や方向性について話し合い、随時その結果を会員に報告する。
・academic administration に関する課題について検討する
・平成 26 年度文部科学省による「大学における医療人養成推進等委託事業　看護系大学の教育の質保証に係る調査研究事業」（2 つの調査研究）を継続して推進する。

２）看護学教育質向上委員会（村嶋理事）

【平成 25 年度事業活動報告】

平成 25 年度はタイプの異なる 7 つの大学と主たる実習病院にヒアリングし、「連携強化に向けた取組」の具体例を調査・報告した。

【平成 26 年度事業活動計画】

平成 25 年度の調査結果を踏まえ、平成 26 年度の課題としては、以下の点が挙げられる。

＊良い事例の普及方策　（モデルを示すのみとし、取り入れるかどうかは大学の自由とする。）
＊その手立てとしての臨床教授制度等の普及
＊良い事例を紹介するシンポジウム
＊調査による更なる課題の掘り起し

以上のことにより、「調査」と「シンポジウム」実施に係わる費用を含めて予算計上する。

３）看護学教育評価検討委員会（高田理事）

【平成 25 年度事業活動報告】

・専門分野別評価の推進に向けた評価基準の見直しおよび評価実施体制の検討を行った。
・平成 25 年度文部科学省先導的大学改革推進委託事業「医療提供見直しに対応する医療系教育実施のためのマネジメントの在り方に関する調査研究」の分担を受けて、「超高齢社会に向けて地域住宅における患者家族の療養生活を支える基礎的能力の育成への看護系大学の取組」調査を実施した。

【平成 26 年度事業活動計画】

平成 26 年度の活動に向けて、総会で今後の方針を確認できると良い。また、新規事業を行う予定はないため、本年度実績を基に予算計上した。

４）専門看護師教育課程認定委員会（高見沢理事）

【平成 25 年度事業活動報告】

専門看護師教育課程認定委員会の実施にあたり、平成 25 年度から以下の点が変更となった。また、書類管理のための書庫を購入した。

・委員会は、神田事務局 7 階で実施する（今後は「賃借料」として予算計上する）
・書類管理について、紙面での管理ではなく、PDF 化したデータを管理する（今後は申請書類の電子化に係る「委託費」として予算計上する）
・書類整理等の作業は、アルバイトを雇用する（今後は「雑給」として予算計上する）

【平成 26 年度事業活動計画】

高度実践看護師制度推進委員会と合同委員会を開催する予定であり、その諸費用も予算計上する。

５）広報・出版委員会（井部理事）

【平成 25 年度事業活動報告】

・社会に向けた広報戦略の強化と実施および評価として、平成 25 年 5 月より「大学で看護を学ぼう！」キャンペーンを開始し 74 校の協力を得た。
・フェイスブック運用ガイドラインを策定し、試験運用を開始した。
・JANPU ロゴマークと JANPU ちゃんの商標登録が認められた。（平成 26 年 2 月 28 日付）

【平成 26 年度事業活動計画】

・社会に向けた広報戦略の検討と実施（大学で看護を学ぶことの意義について広報するための全国紙への広告掲載も含む）⇒2015 年に 40 周年記念事業として、全国紙の広告掲載を検討する
・ホームページの充実

６）高度実践看護師制度推進委員会（田中理事）

【平成 25 年度事業活動報告】

・APN グランドデザインの検討ならびにプライマリケア NP 教育課程基準・審査基準の作成
・APN グランドデザイン（一次案）の会員校への説明会・情報開示

【平成 26 年度事業活動計画】

・APN グランドデザインの継続的検討（共通科目Ａの見直しなど）
・プライマリケア NP 教育課程申請受付に向けた準備
・本年度実績およびワーキングの継続等を考慮して、旅費交通費を予算計上している。

７）国際交流推進委員会（真田理事）

【平成 25 年度事業活動報告】

・第 17 回 EAFONS への参加
・2013 INDEN でのシンポジウムにおける発表および INDEN 機関誌への論文投稿
・日本国内の看護系大学のグローバル化に関する支援方法の検討

【平成 26 年度事業活動計画】

・第 18 回 EAFONS への国内参加者への広報と支援を行う。また、本協議会から 2 名の代表者を選出し、Executive Committee Meeting へ送る。
・第 19 回 EAFONS の日本開催に向けた開催校の決定および準備サポートを行う。
・INDEN から大学院博士課程や高度実践看護師に関する国際的な情報収集および連携可能性を検討する。
・「看護系大学の教育等に関する実態調査」の結果を踏まえ、若手研究者の育成のあり方など看護系大学における国際化を推進するための方策（カリキュラムなど）を検討する。
・看護系大学の若手研究者のグローバル化に関わる活動として、データベース委員会と協働しながら日本人研究者の英語論文データベースの整備を検討する。
・会議費として 10 万円、第 18 回 EAFONS Executive Committee Meeting に出席する 2 名の旅費に加え、第 19 回の開催校の代表者も 1～2 名渡航することも想定して、40 万円を予算計上している。

８）データベース整備検討委員会（川口理事）

【平成 25 年度事業活動報告】
看護系大学の教育に関する 2008 年～2012 年度調査の 5 年間の年次比較の結果は、以下のような記載の工夫を行ったうえで、報告書を完成させる
【平成 26 年度事業活動計画】
・平成 25 年度のデータ集計およびデータベースシステム設計料等は、4 月以降に平成 26 年度の費用として計上する
・過去の調査結果を踏まえ、今後は分かりやすく答えやすい調査内容になるよう検討する
・類似の評価を行っている文部科学省や他組織との連携しながら、重複する調査項目の精査・整理を行う
・国際交流推進委員会と連携しながら、日本の看護系大学におけるグローバル化を推進するために、日本人研究者による英語論文数および日本語論文数のデータベース構築を目指した調査項目の再検討を行う
・集積された調査結果のデータを戦略的に活用できるようなシステム設計を検討する

9）災害支援対策委員会（山口理事）
【平成 25 年度事業活動報告】
・「防災マニュアルに関する調査」報告書の作成
・「日本看護系大学協議会 防災マニュアル指針 2013」の作成
【平成 26 年度事業活動計画】
・看護系大学として備えるべき防災組織づくりや防災・減災教育等について、「防災マニュアル指針 2013」に従い啓蒙活動を行う（会議等で役員が参集する際に啓蒙活動を行うことを想定して予算計上する）
・発災時の組織的な支援体制（通常の支援体制とは異なるもの）を築き、具体的な支援策の企画・実施をしていく
・平成 25 年度に執行した防災マニュアル印刷代は、消費税の増税に伴い平成 25 年度予算では支出することができなかったため、平成 26 年度予算での支出に振り替える

6．平成 26 年度定時社員総会の報告・審議事項について（片田代表理事）
1）広報・出版委員会
・資料に基づき、新聞広告への掲載について提案がなされた
・40 周年記念事業として（2016 年掲載を目指して）新聞広告への掲載を検討していく旨を、総会の平成 26 年度事業計画案の中で報告する
2）平成 26 年度　事業計画案について
3）国際連携教育課程（JD）制度について（村嶋理事）
国際連携教育課程（JD）制度の概要および想定される運用パターンについて説明がなされた
4）H26 年度予算案と会費値上げについて（田村理事）
平成 26 年度収支予算書の説明および会費値上げについて意見交換がなされた
5）臨時から常設委員会への変更に伴う定款施行細則と臨時委員会規程の改訂（片田代表理事）
6）看護系大学における看護学教育の第 3 者評価機構の設立に向けての検討　（片田代表理事）
7）APN グランドデザイン案およびプライマリケア NP 教育課程・審査基準の検討　（片田代表理事）

Ⅱ．報告
H26 年度社員総会について（井上理事）

第 2 回理事会

日　時：平成 26 年 7 月 13 日（日）13：00～
場　所：日本看護系大学協議会　神田事務所
出席者：高田早苗、上泉和子、宮﨑美砂子、岡谷恵子、村嶋幸代、北川眞理子、山口桂子、荒木田美香子、鈴木志津枝、川口孝泰、佐伯由香、高見沢恵美子、上別府圭子、田村やよひ（敬称略）

欠席者： なし
議　長：高田早苗（代表理事）
事務局：潮、河野、内山（記録）

Ⅰ．議題

１．今後理事会の運営と H26 年度理事会開催日について（高田代表理事）
２．平成 26 年度委員会メンバーの承認
３．各委員会の審議事項
　１）高度実践看護師教育課程認定規程・高度実践看護師教育課程認定委員会規程改定スケジュール
　（高見沢理事、山口理事）　２月に臨時総会を別途開催することが決定された。
　２）第 19 回（2016 年）EAFONS の準備（日本開催の引き受け先の検討）（鈴木理事）
　・博士課程完成年度を迎えている大学に開催校の応募をする
　・公募がなければ、候補としてあげている大学に直接交渉をさせていただく
　・千葉大学で開催の検討をしていただく
４．その他
　養護教諭を養成申請している大学のうち 75 校が看護系大学であり、看護系の大学として意見を出すべきではないかとの提案であった。本会としては高等教育行政対策委員会で担当することとし、当該委員会で状況説明を行い、状況を確認したうえで対応を検討し、次回理事会に議題として提出する。

Ⅱ．報告

１．総会報告（宮﨑理事）　社員総会への出欠状況と投票結果（詳細な票数）について報告がなされた。
２．日経新聞記事（6 月 30 日：「看護師の道　大学が開く」について（荒木田理事）
３．理事・監事一覧（Email で配布済）とグループアドレスの使い方について（事務局）
４．ＷＥＢ会議の利用方法（事務局）
５．神田事務所職員について（高田代表理事、事務局）
６．その他（会計申し合わせ事項と手引き、その他、高田代表理事、事務局）

第 3 回理事会

日　時：平成 26 年 10 月 3 日（金）14:00～18:00
場　所：日本看護系大学協議会　神田事務所
出席者：高田早苗、上泉和子、宮﨑美砂子、岡谷恵子、村嶋幸代、北川眞理子、山口桂子、荒木田美香子、鈴木志津枝、高見沢恵美子、上別府圭子（敬称略）
欠席者：川口孝泰、佐伯由香、田村やよひ（敬称略）
議　長：高田早苗（代表理事）
事務局：潮、河野、田中、内山（記録）

Ⅰ．議題

１．第２回理事会議事録の承認（高田代表理事）
２．各委員会の事業活動経過報告と審議事項
　１）高等教育行政対策委員会（上泉理事）
　・養護教諭養成の現状、課題、議論の緊急性を確認し、養護教諭の育成を早急に検討する必要性があるとの見解から、臨時委員会の発足についてはメール会議にて、理事の承認が得られたため、26 年度に速やかに臨時委員会を組織し、発足し 27 年度には、検討内容を提言などにまとめ、関係機関に提出することとした。
　・文科省委託事業プロジェクト①
　「博士後期課程修了生が修得すべき能力」について質問紙調査結果に基づき、2 回目の質問紙調査を計画している。
　・文科省委託事業プロジェクト②

大学院教育の「教育力」向上に意欲的に取り組んでいる施設に、11 月以降ヒアリング調査を実施する予定である。

2）看護学教育質向上委員会（村嶋理事）

・前回の理事会で出された意見を反映し、本委員会の目的は、看護系大学における看護学教育の充実・向上を図るために、その教育の質に関する事項ならびに看護教育に求められる資質・能力向上に関する事項を検討することとした。

・平成 26・27 年度のテーマを明らかにして提言に持ち込みたい。

3）看護学教育評価検討委員会（北川理事）

・評価者を 100 名程度養成成する。そのうち評価チームのリーダーを 40 名程度育成する。

・評価基準（案）づくりの作業を進めることを確認した。

【審議事項】

追加委員として、安東由佳子（名古屋市立大学看護学部慢性看護学准教授）先生が承認された。

・会員校の合意がなければ機構設置は行えないため、要望を総会で提案できるよう準備する。

4）専門看護師教育課程認定委員会（山口理事）

・今年度の申請大学と申請数、審査料金の合計額、現時点での審査状況が説明された。

・分野特定については、昨年同様、放射線看護分野から分野特定の申請があり別途審査していく。

・今年度は、予算案とほぼ同程度の収入支出の範囲のなかで認定活動を行えるという予測である。

・次年度申請についての説明会については高度実践看護師教育課程の理事会審議を踏まえて検討していく予定。

5）広報・出版委員会（荒木田理事）

・大学で看護を学ぼうキャンペーンは昨年に引き続き実施していく

・40 周年記念として当委員会では次の活動の企画案の説明があった。

(1) ユニフォームデータベース

(2) 各会員校に Facebook 委員として若手の教員や事務職員設置して大学の行事などを書き込んでもらってはどうか、そのためのルール作りが必要である。

(3) 動画配信、その具体例として学生の今日の日常を掲載してみてはどうか。

(4) 地方紙を含む新聞社へのパンフレットの配信

6）国際交流推進委員会（鈴木理事）

(1) 第 18 回 EAFONS Executive Meeting への出席者は、広報や情報交換を行う目的のため、当委員会からは牧本委員、次回開催担当の千葉大学から 1 名選出する

(2) 第 19 回 EAFONS 開催について

(3) 国際交流推進委員会の支援内容（主に千葉大学と当委員会の予算の分担）

7）データベース委員会（川口理事）（欠席の為、事務局から報告）

・昨年度で過去 5 年調査の比較が完結したため、今年度は看護系大学に関する実態調査の項目を見直し、必要な追加項目を洗い出している。また文部科学省医学教育課より要請もあり、次の項目を追加することを検討中である。

(1)ハラスメント委員会、(2)FD の実施状況、(3)教員の定量定性評価の実施とその方法、

(4)GPA などの成績評価方法の導入・改善、(5)臨床看護学教授制度の有無、

(6)保健師教育に関わる実習実態

【審議事項】

追加委員として、村上好恵（東邦大学看護学部）先生が承認された

8）災害支援対策委員会（佐伯理事）　委員会未開催

9）高度実践看護師制度推進委員会（高見沢理事）

・関連他団体との連携に関しては理事会に一任することとなった。

・臨時総会の前に高度実践看護師制度推進委員会の説明会を開催し、臨時総会で認められた後に、3 月 29 日（日）に行われる専門看護師教育課程認定委員会が行う説明会と同時に説明会を行う予定である。

【審議事項】
高度実践看護師教育課程関連規程の承認
（1）高度実践看護師教育課程認定細則について
（2）高度実践看護師教育課程認定委員会規定案について
（3）高度実践看護師教育課程基準案
（4）高度実践看護師制度案調査集計結果と Q&A
（5）本会における高度実践看護師教育課程認定の背景と経緯（案）

１０）養護教諭養成教育検討委員会（荒木田理事）
・委員会の趣旨、活動計画について報告された。
・委員会名称、規程、予算は承認された。

３．その他
１）医道審議会看護師特定行為・研修部会第 1-2 回の報告と JANPU としての意見（高田代表理事）
２）大学院教育の在り方の提言について、現時点での看護系大学院教育の課題に対する JANPU の認識（文部科学省　中教審大学院部会）（高田代表理事）
３）平成 26 年度 7 月以降に交代のあった社員の承認（高田代表理事）
北里大学と東京有明医療大学の 2 名の社員の交代が承認された。

Ⅱ．報告

１．部門別支出と残高の報告（岡谷理事）
・今年度新たに発足した養護教諭養成教育検討委員会の活動費と 2 月 16 日の臨時総会運営費を補正予算として理事会で支出を認められるか審議した。
⇒既存の各委員会から約 10%の活動費と管理費から 100 万程度を流用することで補正予算は認められた。

２．2 月 16 日（月）の臨時総会について（高田代表理事、宮﨑理事）
３．3 月 29 日（日）の文科省委託事業報告会と専門看護師教育課程申請に向けた説明会（上泉理事）
４．ジョイント･ディグリーの実現に向けた国際連携教育（高田代表理事）

第 4 回理事会

日　時：平成 26 年 11 月 21 日（金）14:00～17:30
場　所：日本看護系大学協議会　神田事務所
出席者：高田早苗、上泉和子、宮﨑美砂子、岡谷恵子、村嶋幸代、北川眞理子、山口桂子、荒木田美香子、鈴木志津枝、高見沢恵美子、川口孝泰、佐伯由香、上別府圭子、田村やよひ（敬称略）
欠席者：　なし
議　長：高田早苗（代表理事）
事務局：潮、河野、田中、内山（記録）

Ⅰ．議題

１．第 3 回理事会議事録の承認（高田代表理事）
２．各委員会の事業活動経過報告と審議事項
１）高等教育行政対策委員会（上泉理事）
・第 2 回の委員会は 12 月 19 日の予定で、日本学術振興会特別研究員について、高等学校 5 年一貫教育（高等学校専攻科）から大学への編入学について等の議題を整理中である。
・文部科学省「大学における医療人養成推進委託事業」における 2 つのプロジェクトは、調査進行中である。
２）看護学教育質向上委員会（村嶋理事）
・地域ケアを担うことが出来る大卒看護師の教育状況について調査を行い、調査項目及び内容（案）について説明された。
・文科省斉藤専門官から保健師教育の調査についてオブザーバーとして出席依頼する予定である。

【審議事項】
追加委員として、吉田澄江先生（東京女子医科大学准教授看護職生涯発達学）を委員とすることが承認された。

3）看護学教育評価検討委員会（北川理事）
・機構設置の位置づけは JANPU の外に出せるのかという質問があった、JANPU の中に機構を位置づけるのではなく、別組織として位置づけるということでよいか確認をお願いしたい。
・審査体制は要点を見直しながら準備をすすめている。
・分野別評価をするにあたり、機関別評価とすみ分けを明確にしていく必要があるため、理解が得られるよう準備する。
・社団法人にしていくため、外部の学識経験者が入る組織づくりの検討が必要である
【審議事項】
JANPU の外部組織として確立させるために進めるということが確認された。

4）専門看護師教育課程認定委員会（山口理事）
・平成 26 年度は 38 大学から、更新・新規申請があり、12 月 14 日第 2 回委員会において審議予定。
・放射線看護分野における分野特定はワーキンググループにおいて継続審議中で 12 月中に結論を出す予定。
・高度実践看護師教育課程規定は、第 2 回委員会で承認をし、名称などの変更をしていく予定。
・複数大学院の共同による専門看護師教育課程の申請について

5）広報・出版委員会（荒木田理事）
・前回の理事会で了解を得た工程表通りに施行する。
・ユニフォームデータベース、facebook 委員の設置、動画配信はトライアルとして業者に委託する。
・新聞社などへの情報提供のイメージ案（A3 版資料）を、新聞社、高校に投げ込む。記事内容は、社会の要請、40 周年、代表理事の挨拶、大学で看護を学ぶ意味などを検討している。
・臨時総会終了後の 2015 年 3 月に発行したいので EAFONS、40 周年をアピールすることができるのではないかと考えている。

6）国際交流推進委員会（鈴木理事）
・第 19 回 EAFONS の準備は、千葉大学を支援しながら進めていくという役割を委員メンバーに周知。
・台湾大学で開催される第 18 回 EAFONS の参加予定者についての説明。
・国際交流協会から助成金を得るために作成する申請書の中に、位置づけを明らかにしておく必要がある。今後、日本開催での EAFONS が JANPU 主催で継続していくことを想定して組織図を作成・検討した。
・国際交流基金の申請書類は決定した位置づけで高田先生を申請者として準備を進める。
・後援団体として文部科学省、厚生労働省、日本看護協会から協力を得たいと考えている。
・高田代表理事から後援団体に依頼をする形で進めることに合意が得られた。
・知的交流会議助成プログラムの申請は岡谷先生の名前でよいことが確認された。
・予算を執行してよいことが決定された。

7）データベース委員会（川口理事）
・調査票はエクセルファイルをダウンロードし、入力後ファイルをメール送信で提出する形式に変更した。
・今年度実施の看護系大学の教育などに関する実態調査はシンプルな記入方法と調査内容にしたが、正確なデータを収集するためには Q&A 集(一覧)があった方がよい。
・Q&A 一覧をホームページに随時アップデートしていく予定。
・来年度にむけて、正確にデータを入力できる工夫を続けていく。

8）災害支援対策委員会（佐伯理事）
・災害が起きた時、実際には行動できないのではないかという意見が出された。そのため先駆的な防災訓練を実施している大学の事例から学ぶことにより、各大学で防災訓練を実施できるのではないか。

【審議事項】

・先駆的な防災訓練を実施している大学の事例を社員総会など会員校が多数集客できる集まりを利用して、研修会で共有することは可能か意見を伺いたい。⇒研修会は工夫して進めていく。

9）高度実践看護師制度推進委員会（高見沢理事）

・NP 教育大学院協議会との第 1・2 回の打合せでは、規程や細則の資料に基づき、JANPU における教育案を説明した。

・NP の認証は日本看護協会に依頼することが、日本の将来の NP のためによいと共通認識し、協議を継続することになった。

・NP 協議会では山西先生が、日本看護協会では井伊氏が加わることになった。NP 協議会が行っている教育課程の基準と JANPU が考えているプライマリケア NP の内容が少し異なるため、井伊氏の提案で、次回の話し合いまでに双方が、プライマリケアの定義・必要な能力・実践内容の資料を作成し検討し、NP の認識を統一していく話し合いをすることになった。

・プライマリケアとプライマリケア NP の定義、必要な能力、実践内容についてたたき台を出して、委員の意見から修正案を作成している状況である。

・JANPU 案は、高度実践看護師とプライマリケア NP が二段階になっている。プライマリケアナースプラクティショナーの定義は、委員会で合意が得られている。

・プライマリ・ケアプラクティショナーの実践内容は、これまでのプライマリケアの説明会で説明されている内容を載せ、説明会の資料から変更した箇所を赤字とした。

・プライマリケアナース・プラクティショナーの実践内容もほぼ合意が得られている。

・必要な能力は、高度実践看護師部会では、必要なコアコンピテンシーに関しては合意されている。

・プライマリケア看護専攻教育課程（案）は、看護協会、NP 協議会に提出した。

10）養護教諭養成教育検討委員会（荒木田理事）

・専門的知識・技術力の中身に看護の能力が必要なことを明らかにしようとしている。

・今年度中にコンピテンシー、専門能力を出し看護が必要であることを浮かび上がらせ、次年度、会員校から意見収集することにより、刺激していけるのではないかと考えている。

・今回は JANPU として、まずは意見を出すということであった。その後、文科省、養護教諭養成協議会の意見調整をする為にも代案を作成するということがある。

３．臨時総会(平成 27 年 2 月 16 日(月)開催)について

１）時間配分、議題の確認、審議事項の採決方法、同伴者の有無（宮崎理事）

２）高度実践看護師教育課程関連規程の表現について

３）運営スタッフのお願い（宮崎理事）

４．その他

１）医道審議会看護師特定行為・研修部会第 3-4 回の報告と JANPU としての意見（高田代表理事）

Ⅱ．報告

1. 部門別支出と残高の報告（岡谷理事）

第 5 回理事会

日　時：平成 27 年 1 月 23 日（金）14:00～17:30

場　所：日本看護系大学協議会　神田事務所

出席者：高田早苗、上泉和子、宮﨑美砂子、岡谷恵子、村嶋幸代、北川眞理子、山口桂子、荒木田美香子、鈴木志津枝、高見沢恵美子、佐伯由香、田村やよひ、中村伸枝（専門看護師教育課程認定委員会委員長）（敬称略）

欠席者：川口孝泰、上別府圭子（敬称略）

議　長：高田早苗（代表理事）

事務局：潮、河野、田中、内山（記録）

Ⅰ．議題

１．第４回理事会議事録の承認（高田代表理事）
２．各委員会の事業活動経過報告と審議事項
１）高等教育行政対策委員会（上泉理事）
（１）高等学校専攻科卒業生の編入学について
（２）大学における看護教育２年課程について
（３）日本学術振興会特別研究員について
（４）実習施設認定基準について
（５）公認心理士の国家資格化の動きについて
（６）特定認証に係る教育・研修プログラムについて
（７）文部科学省「大学における医療人養成推進等委託事業について」
２）看護学教育質向上委員会（村嶋理事）
・「看護系大学における地域包括ケア教育強化にむけた取り組み」に関しての good practice について、ヒアリングを実施する。大分県立看護科学大学研究倫理申請中である。
・ヒアリング予定校：東北大学、岡山県立大学、杏林大学、摂南大学、天使大学などを検討中。
３）看護学教育評価検討委員会（北川理事）
（１）評価基準案の検討
（２）看護学教育評価機構設置準備について
４）専門看護師教育課程認定委員会（中村委員長、山口理事）
①平成 26 年度専門看護師教育課程新規認定の実施について
②平成 26 年度専門看護師教育課程の認定更新の実施について
③放射線看護専攻教育課程特定の審議結果について
④専門看護師教育課程審査規準修正案（教員の要件）
⑤既修得単位の認定に関する要件（案）について
⑥複数大学の共同による専門看護師教育課程の編成に関する要件（案）
５）広報・出版委員会（荒木田理事）
①今年度中に高校生と進路指導の教員を対象に、動画３本を製作し、ホームページにアップする。
②Facebook ページ規約（案）
６）国際交流推進委員会（鈴木理事）
①第１回千葉大学・国際交流推進委員会合同委員会の報告
②第 19 回 EAFONS 予算計画について
③第 19 回 EAFONS 開催委員会からの経過報告（宮﨑理事）
７）データベース委員会　　川口理事欠席のため、特に説明なし
８）災害支援対策委員会（佐伯理事）
防災訓練の方法に関する研修会の候補として、大学のみならず、地域と合同で防災訓練を実施している三重大学の取り組みを紹介する提案がなされた。
９）高度実践看護師制度推進委員会（高見沢理事）
①NP 教育大学協議会との打ち合わせ
②第４回 APN 委員会
【審議事項】
（１）どのように合意形成をし、個人認定を日本看護協会に引き受けてもらうのか、２つの協議会が事前準備をし、日本看護協会との合同の場で認められなければならない。
（２）アキュートケア NP を JANPU の教育課程にできるだけ早く取り組んでいくのか意見を集約したい
＜決定事項＞
アキュートケア NP については、次回の理事会以降も引き続きアウトラインの検討をしたうえで高度実践看護師制度推進委員会に検討を依頼するという方向性とする。
１０）養護教諭養成教育検討委員会（荒木田理事）

３．臨時総会(平成 27 年 2 月 16 日(月)開催)について（宮﨑理事）
４．平成 27 年度の社員名簿登録内容の確認について（宮﨑理事）
５．平成 26 年度文部科学省委託事業報告会、平成 27 年度専門看護師教育課程申請に向けた説明会（上泉理事）
６．その他
「保健師助産看護法第三十七条の二項一号に規定する特行為及び及び同項第四号に規定する特行為研修関省令案（仮称） 」に関する意見の募見について（高田代表理事）

Ⅱ．報告

1．部門別支出と残高の報告（岡谷理事）

第 6 回理事会

日　時：平成 27 年 3 月 26 日（金）11:00～17:00
場　所：日本看護系大学協議会　神田事務所
出席者：高田早苗、上泉和子、宮﨑美砂子、岡谷恵子、村嶋幸代、北川眞理子、山口桂子、荒木田美香子、鈴木志津枝、高見沢恵美子、川口孝泰、佐伯由香、上別府圭子、田村やよひ（敬称略）
欠席者：　なし
議　長：高田早苗（代表理事）
事務局：潮、河野、田中、佐藤、内山（記録）

Ⅰ．議題

１．臨時総会と第 5 回理事会議事録の承認（高田代表理事）
２．平成 27 年度社員の承認と新設校の紹介（高田代表理事）
３．各委員会の事業活動経過報告（＋事業活動報告書)、H27 事業活動計画書、審議事項
１）高等教育行政対策委員会（上泉理事）
①第 1 回委員会では、教育職員免許法改正にともなう養護教諭免許に係る課題について、JANPU において養護教諭の育成を早急に検討する必要があるとの見解から、臨時委員会を組織した。
②第 2 回委員会では、高等学校専攻科卒業者の編入学を可能とする動きについて、文部科学省斉藤氏から説明を受けた。
③文部科学省委託事業プロジェクト②合計 7 回の委員会を開催。3 月 29 日、調査の報告を行う。文部科学省委託事業プロジェクト①合計 6 回の会議を開催。3 月 29 日報告会の報告書の作成を行う。２つのプロジェクトの結果を文部科学省に報告を行った。
④27 年度計画
２）看護学教育質向上委員会（村嶋理事）
・(活動経過報告)「看護系大学における地域包括ケア教育強化に向けた取り組み」に関しての Good Practice について、大分県立看護科学大学研究倫理・安全委員会の承認を得てヒアリング調査を行った。今後、ヒアリング結果のまとめ、経過報告、提言内容検討を行う予定である。
・27 年度計画
「看護基礎教育における“地域”の視点育成に係る現状と課題―地域包括ケアを担える大卒看護師を育成するために―」事業として、「看護系大学における地域包括ケア教育強化に向けた取り組み」について、平成 26 年度に実施したヒアリング調査結果を踏まえ、会員校に対し、調査をしたいと考えている。
３）看護学教育評価検討委員会（北川理事）
・第 5 回看護学教育評価検討委員会の報告
・日本看護学教育評価機構（仮称）の立ち上げ、組織図（審査体制版）
※予算、評価委員、研修、スケジュール、評価基準案の検討、評価校への説明会の準備等
・平成 27 年度活動予定
（１）法人格としていく準備

（２）審査体制の準備（評価員の育成、評価ハンドブックの作成など）

４）高度実践看護師教育課程認定委員会（山口理事）

臨時総会以降、専門看護師教育課程認定委員会から名称変更となった。

①1 年に 3 回の認定委員会を開催した。各専門分化会は 1～3 回開催し活動している。

②平成 26 年専門看護師教育課程新規認定の実施。

③高度実践看護師教育課程の認定更新の実施。

放射線看護分野ついては、分野特定の申請があり、理事会から条件付認定。

④高度実践看護師教育課程認定に関する情報発信および相談業務の充実は通常通り行っている。3 月 29 日に高度実践看護師の中に NP も含めて全体の説明会を行う。

５）広報・出版委員会（荒木田理事）

①動画作成会社との契約

②Facebook を活用し大学のオープンキャンパスの情報を積極的に上げてもらうため、各大学に Facebook 担当委員を選定してもらうことを依頼。

③Facebook 日本看護系大学協議会広報・出版委員会⇒JANPU に変更したい

・総会時に各大学に Facebook 担当委員を選定してもらうことを依頼する。

④ユニフォームデータベースに関する検討

⑤動画についての検討

⑥パンフレットの検討

・H27 年度活動計画

（１）「大学で学ぼうキャンペーン」を引き続き行い充実させる

（２）新会員校にのぼりを配布予定

（３）新聞社、高校に JANPU40 周年の紹介をする

（４）ホームページを充実させる

６）国際交流推進委員会（鈴木理事）

①第 18 回 EAFONS 報告

②Executive Meeting の審議・報告

③Executive committee meeting に関する状況

・第 19 回 EAFONS 開催委員会からの経過報告（宮﨑理事）

７）データベース委員会（川口理事）

・集計結果：234 校中 216 校から回答があり、回収率 88.9％

・27 年度計画　メンバー交代なし。内容は変えず、記入しやすい文言に修正する。

８）災害支援対策委員会（佐伯理事）

・3 月 29 日に研修を行う。（三重大学大学院工学研究科、川口淳先生に 40 分の講演を依頼）

・27 年度活動計画

（１）「防災マニュアル指針－2013」の見直しを行う

（２）必要に応じてアンケート調査をする

（３）災害発生時の具体的な体制作りと支援策の企画を検討していく

（４）8 月日本災害看護学会が仙台で開催される。シンポジウムで JANPU の取り組みについて、発表をする

９）高度実践看護師制度推進委員会（高見沢理事）

①厚生労働省へ高度実践看護師制度の説明・報告をした

②文部科学省へ高度実践看護師制度の説明・報告をした

③NP 大学院教育協議会打ち合わせ資料作成

④今後の予定

・27 年度活動計画

（１）構成メンバー　クローズ幸子委員退任、アメリカからアドバイスすることとなった
他の委員は継続

（２）日本看護協会および日本 NP 教育大学院協議会との調整の議題、個人認証についての合意を得たいと考えている

（３）会員校にホームページを通じ、集計結果、高度実践看護師教育課程の情報提供を行う

１０）養護教諭養成教育検討委員会（荒木田理事）

今後の活動計画

・現場のニーズにみあった看護能力を持つ養護教諭の養成カリキュラムを検討する。
カリキュラムのあり方を検討する際、会員校の意見を聞きたい。

４．平成 27 年度事業活動計画と予算案（高田代表理事、岡谷理事）

５．内規（就業規則、給与規程、退職金規程等）改定の承認

６．平成 27 年度理事会開催日の調整（高田代表理事）

７．その他　40 周年記念事業

Ⅱ．報告

１．神田事務局正規職員入社の報告と紹介（宮﨑理事）

２．部門別支出と残高の報告（岡谷理事）

３．日本看護協会からの依頼（高田代表理事）

高等教育行政対策委員会

「高等教育行政対策委員会」

1. 構成員

１）委員

委員長：上泉和子（青森県立保健大学）

委　員：高田早苗（日本赤十字看護大学）、太田喜久子（慶應義塾大学）、岡谷恵子（東京医科大学）、正木治恵（千葉大学）、井部俊子（聖路加国際大学）、片田範子（兵庫県立大学）

２）協力者

なし

３）プロジェクト委員

プロジェクト①委員長：片田範子（兵庫県立大学）

野嶋佐由美（高知県立大学）、横尾京子（元広島大学）、高見沢恵美子（大阪府立大学）、工藤美子（兵庫県立大学）、森本美智子（兵庫県立大学）、田井雅子（高知県立大学）、森菊子（兵庫県立大学）、高見美保（兵庫県立大学）

プロジェクト②委員長：上泉和子（青森県立保健大学）

太田喜久子（慶應義塾大学）、村上明美（神奈川県立保健福祉大学）、坂下玲子（兵庫県立大学）、鈴木久美（大阪医科大学）

2. 趣旨

１）文部科学省、厚生労働省等の看護関連の検討会からの方向や社会情勢の動きを迅速に捉え、日本看護系大学協議会としての見解や方向性について話し合い、随時その結果を会員に報告する

２）Academic Administration に関する課題についての検討

３）平成 26 年度文部科学書による「大学における医療人養成推進等委託事業　看護系大学の教育の質保証に係る調査研究事業」を継続して推進する

(1)看護系大学院における教育の基準策定と評価に関する調査研究

(2)教育体制充実のための看護系大学院における教育者養成に関する調査研究

これら二つのテーマについて、それぞれプロジェクト員会を設置して実施する。

3. 活動経過

１）高等教育行政に係る社会情勢をふまえ、下記の内容について検討し、必要な情報については JANPU ホームページにて会員に提供した。

①教育職員免許法改正にともなう養護教諭免許に係る改正に係る課題は、喫緊の課題であり、JANPU に臨時委員会を設置し活動を開始することとなった。

②高等学校専攻科卒業者の編入学入試を可能とする動きについて、文部科学省担当官から説明をうけ、資料とともに JANPU の HP に掲載した。

③大学における看護教育 2 年課程について、2 年間の学士編入カリキュラムを試作中の委員から説明をうけ。今後も検討していくこととなった。

④日本学術振興会特別研究員の看護系からの採用がないことについて、日本学術振興会の担当官を本

委員会に招き、状況説明を依頼することとした。

⑤実習施設認定基準変更の情報により内容確認、検討し、次年度は大学の実習施設の現状等実態調査を行い、課題を明らかにしたうえで大学の実習施設の在り方について提言をしていくこととなった。

⑥公認心理士の国家資格化の動きについて、引き続き情報を収集していくこととなった。

⑦特定認証に係る教育・研修プログラム導入に関する動きに今後も注目していく。JANPU の NP プログラムにおいては、特定行為の実施を必須とするものではないこと、各高度実践看護師教育課程において特定行為の認証が必要であれば、CNS プログラム、NP プログラムのいずれも、教育機関の意思決定とする方向であることを確認した。そのために、特定認証にあたり必要な科目履修は、読み替えができるよう、働きかけていくこととした。

⑧文部科学省「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について（審議のまとめ)」について情報提供があり、次年度、早期に対応を検討することとした。

２）平成 26 年度文部科学省による「大学における医療人養成推進等委託事業　看護系大学の教育の質保証に係る調査研究事業」については、下記の資料１）と２）を参照。

4.　今後の課題

高等教育行政に係る課題については、今後も情報の把握に努め、適時な検討、提言等を行っていく。次年度は、看護教育において重要な位置をしめる実習について、特に実習施設の確保、質の担保、等の課題があり、実習施設に係る実態調査をふまえ、大学における看護教育の実習施設の在り方について検討することが必要である。

文部科学省の委託事業は、26 年度で 3 年間の委託研究期間を終了する。多くの示唆に富む調査結果が得られたところであるが、今後は、学部、大学院における「教育力」向上に係る実践的な変革の段階に進んでいくことが課題である。

また、活動計画に挙げていた、Academic Administration の課題については、今年度十分に議論することができなかったため、次年度に継続して検討していくこととする。

5.　資料

１）平成 26 年度　文部科学省　大学における医療人材養成推進等委託事業　「看護系大学院における教育の基準策定と評価に関する調査研究」報告書

２）平成 26 年度　文部科学省　大学における医療人材養成推進等委託事業　「教育体制充実のための看護系大学院における教育者養成に関する調査研究」報告書

看護学教育質向上委員会

「看護学教育質向上委員会」

1. 構成員

１）委員

村嶋幸代（委員長、大分県立看護科学大学）
尾崎章子（東北大学）、岸恵美子（東邦大学）、祖父江育子（広島大学）、
宮本千津子（東京医療保健大学）、吉田澄恵（東京女子医科大学）、
和住淑子（千葉大学）、赤星琴美（大分県立看護科学大学）

２）協力者

なし

2. 趣旨

本委員会は、看護系大学における看護学教育の質に関する事項を検討し、その充実と質向上を図るために必要な事項を検討することである。近年、看護系大学の学士課程の教育（看護基礎教育）が、付与する免許の多様化と共に大きく変化した一方で、国全体として地域への志向性が求められるようになっており、看護職に地域志向やスキルを育むことがますます重要になってきている。そこで、本委員会では、「看護系大学における‘地域志向のケア’教育強化に向けた取り組み」を調査し、その教育内容・方法を明示・提言することを目的にした。

3. 活動経過

テーマ：

「看護基礎教育課程における地域志向のケア教育強化に向けた取り組みに関する研究−現状と課題−」

3-1. 問題提起および事業目的

看護学の大学教育（看護基礎教育課程）では、元々、地域ケアの視点が教育の中で取り入れられていた。「地域包括ケアの時代」だから急に必要となった訳では無く、「学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時の到達目標」[1]（以下、「学士課程版看護実践能力と到達目標」）で明示されているように、この視点の育成は、看護学の基礎教育には不可欠のものである。

一方で、看護系大学における教育は、平成 23 年度以降多様化が進んだ。看護師国家試験受験資格を付与する教育を看護師教育、保健師受験資格を付与する教育を保健師教育と表記すると、「全教育課程が保健師と看護師の国家試験受験資格を必須としていた」タイプから、「学士課程は看護師教育のみで保健師教育が無い」（タイプＡ）、「学士課程は看護師教育のみで保健師教育は修士課程で実施」（タイプＡ’）、「学士課程は全学生が看護師教育を受け、保健師教育は選択制」（タイプＢ）へと多様化した。この場合、タイプＡ’とタイプＢでは、学内の看護学教員として「保健師教育を実施する公衆衛生看護学の専任教員」が存在するが、タイプＡでは必ずしも学内に「公衆衛生看護学」や「地域看護学」の専任教員はいないことになる。保健師選択制をとる大学（タイプＢ）は平成 24 年 2 月時点で回答 196 大学の 83%に上り[2]、看護師教育に特化する大学（タイプＡ）も増えている。

地域包括ケアや地方創生がいわれるようになり、看護基礎教育の中で地域への志向性を育成する重要性が高まっている。地域を志向した教育はますます重要になっているが、一方で、保健師教育が必須で

なくなったことに伴うカリキュラム改正では、地域看護学・実習やその関連科目を縮小する方向での変更を行った大学も少なくない。これにより、「学士課程版看護実践能力と到達目標」で提示された能力のうち、地域を志向したケアに関する項目の教授内容・量が影響を受けている可能性がある。

以上の理由から、平成 26 年度の本委員会では、この影響を含めた現状と課題を整理し、地域志向の教育が維持・充実されるような対策を会員校に提言する必要があると考え、調査を実施した。

3-2. 方法

3-2-1. 調査方法：

すでに地域志向の教育に先進的に取り組んでいる大学を対象として、何を課題と考えて取り組みを行ったか、および取り組みの中からみえてきたさらなる課題を、訪問による面接調査（ヒアリング）により抽出した。

3-2-2. 調査期間：平成 27 年 2 月～3 月

3-2-3. 調査対象

3-2-3-1. 対象大学

対象大学の選定に際しては、大学が保健師課程を有しているかどうかによって、地域志向の教育をだれがどの科目でどう展開するかの方略が異なると予測し、この点を反映させて対象大学を選定した。即ち、①日本看護系大学協議会会員校のうち、②完成年度を迎えた大学の中から、③「学士課程が看護師教育のみで学内で保健師教育を実施していない」（タイプＡ）、「学士課程が看護師教育のみで修士課程で保健師教育を実施」（タイプＡ’）、「学士課程は全員が看護師教育を受け、保健師教育は選択制」（タイプＢ）の内、地域志向性の教育という点でグッドプラクティスを行っていると考えられ、かつ、④研究協力の得られること、を選定基準とした。

タイプＡが１大学、タイプＡ’が３大学、タイプＢとして２大学が選定された。なお、タイプＡは複数校に依頼したが、報告書作成時点で訪問調査ができたのは１大学のみであった（追加訪問予定）。

3-2-3-2. 情報提供者

各大学における日本看護系大学協議会の社員（看護学教育の責任者）と地域志向のケアに関わる看護学教育の責任者、実習担当者等に依頼し、各大学では１－３名、全 12 名の協力を得た。

3-2-4. 調査内容

(1) 対象大学での地域志向のケアの捉え方
(2) 地域志向のケア教育と大学の理念
(3) 教授方法及び「学士課程版看護実践能力と到達目標」の中での位置づけ
(4) 地域志向のケア教育を行う上での工夫点・困難点

3-2-5. 分析方法

ヒアリングは原則委員２名で行い、対象大学の調査項目ごとに情報を整理した。データの信頼性を確保するため、各大学の情報提供者に文書で結果を確認した。それぞれのヒアリング結果を委員が討議・検討し共通点や特長についてまとめ、提言した。

3-2-6. 倫理的配慮

倫理的配慮は、無害の原則、自由意思での参加、匿名性の保持、途中辞退の自由、プライバシーの保護、施設情報及び個人情報の守秘義務、成果発表時の施設情報と個人情報の保護など倫理原則に則って行われた。また、本調査は、大分県立看護科学大学倫理安全委員会の承認を得て実施した。

3-3. 結果および考察

3-3-1. 地域志向のケアのとらえ方

調査対象校全てが、より質の高い看護を提供する上で主要な柱のひとつとして地域志向のケアを位置づけていた。地域志向のケアを担う人材の育成を重視し、看護基礎教育に地域志向のケアに関する教育をとりいれていた。地域志向のケアならびに地域志向のケア教育に対する調査対象校のとらえ方は以下の 7 つに集約された。

(1) 地域で暮らす生活者・当事者の視点の強化ならびに予防を含めた地域全体の包括的なサポートシステム構築に貢献しうる人材の育成

まず、看護の対象である人について「地域で暮らす生活者・当事者」ととらえる視点を強化する必要があること、次に、予防も含め、地域全体の包括的サポートシステムの構築に看護が役割を果たすことを社会から期待されており、国家免許の種類にかかわらず、看護基礎教育において地域志向のケアに関する教育を行うことは時代の要請であると認識されていた。

(2) 看護（教育）のパラダイム転換の必要性

地域志向のケアを構築・発展させていくためには、病院での生活を中心とした看護から、地域社会における生活を含めた包括的な看護へと発展させる必要があると認識されていた。個人が、病院でも地域でも切れ目なく生活していくことを支えるシームレスケアの重要性を指摘する意見もあった。

(3) 地域志向のケア実践に不可欠な能力

そのためには、すべての看護職が、地域に暮らす個人とそれをとりまく地域社会との関連を視野にいれ、地域（コミュニティ）をとらえる力を持つことが不可欠である。

(4) 地域志向のケアの対象

地域志向のケアが必要な対象は、高齢者だけでなく、あらゆる年代・ライフステージにある。したがって地域志向のケアは看護のあらゆる専門領域が関与するという意見もあった。

(5) 地域志向のケアにおける看護支援と教育のポイント

多職種と連携して地域で生活する人をサポートすること、ソーシャルキャピタルという地域でのつながりを創出することが重要な点として示された。

(6) 包括ケアの基軸における地域志向のケア

一方、包括ケアの一次元として地域志向のケアを位置づける見方も示された。予防・医療・介護の連続性としての包括ケア、個人にとっての妊娠期から死までの連続した生涯における包括ケア、疾病予防の観点における一次予防から三次予防までの包括ケア、そして個人（ミクロ）から地域（マクロ）という視点での包括ケアであった。

(7) 地域志向のケアの教育実績

これまでプライマリヘルスケア、ヘルスプロモーションの概念で教育しており、地域志向のケアを改めて取り上げて教育してはいないという意見もあった。

地域志向のケアは、看護の対象である人が「地域で暮らす生活者・当事者」であるという見方を中心

に据え、病院での療養生活を中心とした看護から、地域社会における生活を含めた包括的な看護へと発展させるパラダイムとしてとらえられていた。このため地域志向のケアの対象は、高齢者に限定されずあらゆる年代を対象としていた。地域志向のケアは、これまで看護で用いられてきたプライマリヘルスケアやヘルスプロモーション等の理念や概念と統合され、発展していくと考えられた。そして、地域志向のケアを実践する看護職には、地域に暮らす個と地域との関連性に着目し、地域（コミュニティ）の特性をとらえる能力が不可欠であると認識されていた。この能力は教育の到達目標ともなり、その具体的な教育方法は教育機関の裁量に委ねられ、各機関が、置かれた条件のなかで創意工夫（試行錯誤）していた。これらの視点や教育内容は、「学士課程版看護実践能力と到達目標」に示されている事項でもある。

3-3-2. 地域志向のケアに関連する教育目標

地域志向のケアに関する教育によって目指していることは、卒業時点での達成目標、および看護師が果たす役割や働く場等の将来的なビジョンから回答が得られた。

卒業時点での達成目標としては、まず、地域に暮らす個に対する支援と個と地域との関連性の視点から、人を地域で暮らす生活者・当事者という視点でとらえる（B-6）、人を全人的に捉える（B-5）、個人と地域社会との関係を理解する（A-1）、地域において人がどう生きていきたいかという自己決定を支えられる（B-5）が示された。

また、地域を対象としてとらえる能力の獲得という点から、「地域を見る・理解する視点をもつ」（A-1,A’-4）、「社会現象をとらえ」（B-5）、「地域をアセスメントできる」（A’-3,A’-4）が、取り組みの内容や方法の理解と実践力の獲得として志向され、「健康の保持増進、疾病予防の視点」をもち実践できる（A-1,A’-3）、「地域の健康危機（災害時等）に対応できる」（A’-3）、「政策やソーシャルキャピタルと結び付け健康環境作りができる」（A’-3）、「地域のなかで看護職を含めた多職種と役割分担・連携できる」（A-1,B-5,B-6）、「地域全体の保健医療福祉システムの中でケアに参画できる」（A’-4）、さらに、「地域ケア環境の構築方法がわかりチームの体制を整備できる」（A’-3）が示された。他に、地域志向のケアを学ぶ目的をよりよい看護ケアを提供する能力の獲得の一部と考え、その達成を目標としている対象校もあった（A’-2）。

次いで、卒業生が果たす役割や働く場等の将来的なビジョンとしての回答には、「訪問看護ステーションや地域包括支援センター等の在宅ケアの場での就業やセンター長となること」（A-1,A’-3）、「訪問看護ステーションや保健師と連携できる病院勤務の看護師」（A-1）や、「2次医療圏の保健医療を理解できる病院勤務の看護師」（A’-3）等、があった。また、大学全体の理念として「リーダーと成り得る人材」（A’-2）もあった。

本調査の対象校はそのほとんどが大学理念として地域貢献をうたっており、地域志向のケアを教育する際の教育目標や将来ビジョンは、大学理念と一貫するものであった。

また、いずれも地域志向のケアを広義に解釈し、教育目標へと具体化していたが、この目標を「学士課程版看護実践能力と到達目標」からみると、Ⅱ群の 8)地域の特性と健康課題を査定する能力、Ⅲ群 10)健康の保持増進と疾病を予防する能力の(4)個人特性及び地域特性に対応した健康環境づくりについて説明する、(5)健康増進に関連する政策と保健活動について説明できる、および、Ⅳ群 14)保健医療福祉における看護活動と看護ケアの質を改善する能力、15)地域ケアの構築と看護機能の充実を図る能力、17)保健医療福祉における協働と連携をする能力、18)社会の動向を踏まえて看護を創造するための

基礎となる能力と一致していた。

保健師履修のタイプでみると、目指す目標として、地域に暮らす個に対するとらえ方や支援の理解と実践まで、が回答されたのは、主として保健師履修選択制（タイプ B）であり、このタイプは、地域の中での多職種連携の理解も目標としていた。一方、地域のアセスメントと、地域づくり・連携システムづくりの理解と実践まで、を視野にすえているのは、看護師履修のみ（タイプ A,A’）の大学であった。学年の中に保健師を履修する学生が混在している場合、看護師の必修科目における地域志向のケアの教育目標を限定的なものと捉えてしまう傾向があるのかもしれないと推測された。

3-3-3. 地域志向のケア教育に関連する科目内容：どのように実施して実現しようとしているのか

(1)講義・演習

①対象校で共通としていた科目内容

対象校の講義科目、演習科目について、大学の匿名性を確保するため、個別科目名称を用いずに「概論」「方法論」等の一般科目名称で紹介する。

対象校に共通して配置されている教育内容は、『公衆衛生』『行政・法規関連科目』『家族看護』であった。『公衆衛生』に関しては「公衆衛生学」（1 年次、2 年次）（A-1,A’-3, A’-4, B-6)、「公衆衛生看護学概論」（1 年次、2 年次）（A’-2, B-5, B-6）のいずれかあるいは両方を配置されていた。『行政・法規関連科目』に関しては、「保健医療福祉行政」が 2 年次または 3 年次で 3 大学（A-1, A’-4, B-6）が配置され、『政策』は「看護政策論」(4 年次）あるいは看護管理と合併させた科目で 3 大学（A’-3, A’-4, B-5)が 2 年次、4 年次に配置されていた。『法規』は「関係法規」(1 年次、2 年次)として 4 大学(A-1,A’-3, B-5,B-6）が配置されており、行政・法規に関する科目が共通して教授されていた。また、「家族看護学」は 6 大学ともに配置されていた（2 年次、3 年次)。

②対象校で異なっていた科目内容

『疫学』『保健統計』は、科目名称は多様ながら 4 大学（A-1,A’-2,A’-3,A’-4）が必修としていた(2 年次、3 年次)。配置されていない 1 大学(B-5)は保健師選択制のタイプ B の 1 校であり、保健師教育課程の履修科目としてのみ配置されていた。

『地域看護学』に関しては、「地域看護学概論」を 1 年次で 3 大学（A-1,A’-3,B-5)、2 年次で 1 大学（A’-4)、3 年次で 1 大学（A’-2）が必修として配置していた。B-6 では、「公衆衛生看護学概論」が保健師教育を選択する等にかかわらず全員に教授されていた。大学院で保健師教育を行う 2 大学（A’-2,A’-4）では「地域看護学方法論」（2 年次、3 年次）が配置されるとともに、「地域看護学実習」を必修としていた。

一方、大学院で保健師教育を行うタイプ A’の 3 大学は、いずれも学士課程で「地域看護学」を必修としていた。また、A’-2 は、地域看護学を、看護師の実践力に必要であり、かつ保健師教育につながる基礎科目と捉え、「地域看護学概論」で地域をみる視点、地域で人を支える時に大切な考え方を教授し、「地域看護学方法論」で地域での関係の作り方、病院とは異なるアウトリーチ、グループへの健康教育を教授していた。A’-4 は、保健師教育を大学院に移行するからこそ、学部では地域看護学の教育が重要と考えていた。看護師に必要な能力として地域を見る眼やアセスメント能力を育成するため、「地域看護学概論」「地域看護学方法論」で、看護師が複数の県からなる地方全体の保健・福祉・医療システムの一翼を担いケアに参画できることを目指し、地区踏査を含めて講義していた。また、学生がグループをつくって地区を担当し、担当地区の特性を調べて発表する形式の授業を行い、地域の看護職の活

動例も発表に含まれるよう工夫していた。A’-3 は、学部教育における地域看護学の目標を高度実践専門職看護師としての基礎、地域包括支援センターの長となれる人材育成に置き、基礎看護学の段階から地域での看護に対する学生の理解を進めるため、「地域看護学概論」を 1 年次に配置し、「疫学」「保健統計」「看護政策論」「看護管理」「統合実習」を核に地域志向のケア教育を構成していた。

看護師教育のみ（タイプＡ）の A-1 は、看護基礎教育で個人の背景にある地域を捉える力は不可欠と考え、1 年次に「公衆衛生学」と「地域看護学」を配置し、公衆衛生看護発祥の歴史に触れながら地区診断、予防活動等を示し、地域と個人の関係性および看護における地域理解の必要性を演習形式で教授していた。2 年次には他の看護領域を学習することによって個人の看護に焦点があたるため、3 年次の「家族看護学」で、家族を地域の中にあるコミュニティの一つとして捉えなおし、「在宅看護実習」を訪問看護ステーション中心に行っていた。一方で、保健師との連携を体験させる機会や学修が現時点で組み入れられてないという悩みも持っていた。

保健師選択制（タイプＢ）の 2 大学でも保健師選択の有無にかかわらず全員に地域看護学の概論部分は必修として教育していた。B-5 は、地域社会に強い専門職業人材を育成するため、地域志向のケアを『生活者の支援』と捉え、「生活支援論」(1 年次)を、当事者を通して生活支援を考える重要な科目と位置づけ、ICF を基盤に、当事者、卒業生（看護、社会福祉）の講義によって連携や協働を学ぶ科目構成としていた。そして、プライマリヘルスケアとヘルスプロモーションを基盤に、「公衆衛生看護学概論」で、チーム医療や他職種との連携・協働における継続看護活動を理解させ、地域の人達の声を聞く大切さや施策などがイメージしやすい身近な題材を取り上げていた。B-6 は、地域看護における教育目標を、ベーシックな地域を見る視点の育成とし、公衆衛生看護学関連科目を必修とし、学生が早期に生活者・当事者の視点で考えることができるよう、地域で生活する当事者の講義を取り入れていた。当事者が講義の重要性を理解できるよう、学生の積極的な質問とコメントのフィードバックを実施していた。

(2)実習

対象校に共通していたのは、『在宅看護論』『地域看護学』『統合看護』であった。

「在宅看護論（学）実習」として 5 大学（A-1,A’-2, A’-3,B-5,B-6)、「地域（公衆衛生）看護学実習」として 2 大学（A’-2,A’-4, B-6)、「統合（看護学）実習」として 5 大学（A-1,A’-2, A’-3,B-5,B-6）が配置されていた。

① 在宅看護論（学）実習：3 年次後期から 4 年次前期（A-1,A’-2, A’-3,B-5,B-6）

「在宅看護論実習」は、訪問看護ステーションを中心に、病院の地域連携室（A’-2)、老人保健施設、特別養護老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム、地域包括支援センターなど（B-5)、意図的に実習を行っている大学もあった。

事例からケアシステムの図を描き、人とのつながり、どのような人々が関わっているのか、その地域にどのような資源が存在するのか、何が問題なのか、どのようなサービスがあればよいのかを考察し、学生が発表を行っていた（A’-2)。また、サービス担当者会議、退院前カンファレンス等に参加し、調整やつなぐ力を学ばせることを重視していた（B-5)。

② 地域看護学実習：3 年次後期（A’-2,A’-4)、必修

「地域看護学実習」は、市町村、保健所、地域包括支援センター、学校のうち一か所（A’-2)、市町村、保健所（A’-4）で実習を行っていた。実習前から実習対象となる地域の概要をアセスメントし、地域を知ること、地域に特性があることを知ることを学部教育の目標と捉えていた(A’-2)。さらに、学生によって実習施設が異なるため、学内のカンファレンスで学びの共有を図っていた(A’-2,A’-4)。

地域の中でその施設・機関がどのような位置づけにあるのか、地域で生活している人びとの理解（対処する力や生きる力を持って生活している）、生活そのものが何か、生活と健康の関わり、看護の活動の理解を促す実習としていた。また、予防的な視点、退院支援等をイメージしながら入院しないよう、病気にならないよう生活することの重要性を理解できることを目的としていた（A'-2)。

③公衆衛生看護学実習：2年後期（B-6)、必修

公衆衛生看護学実習（2年後期）→高齢者実習Ⅰ（3年前期）→各論実習→在宅看護論実習（3年後期）→応用看護実習（4年）というように地域の視点が持てるよう順序性を考慮して実習を配置していた。公衆衛生看護学実習では、地域包括支援センター、地域活動支援センターで実習を行っていた。

④統合（看護学）実習、応用看護実習：4年次（全対象校）

各大学でさまざまな工夫がなされていた。個人への看護実践において、コミュニティである家族、地域社会に目を向ける必要性と多職種との連携（A-1)、学生が地域での実習を希望することができる（A'-2)、地域包括支援を学ぶ最適な場として学生全員が1泊2日の離島で実習（A'-3）や病院内でチームケアや看護管理に重点を置く実習（B-5)、退院支援を重視した病院実習（B-6）などの工夫がされていた。

⑤各看護専門分野での実習

専門領域別の看護学実習に関しても地域志向のケアの視点やスキルの育成は意図的になされていた。「老年看護学実習」では大学病院を拠点に地域志向のケアの視点で地域の施設（老人保健施設や訪問看護ステーション）での実習を行っていた（A'-4)。また、「小児看護学実習」では地域との交流（地域開放）(A'-2)、「精神看護学実習」では社会復帰や在宅への移行（B-5)、がん末期の患者への退院支援（B-5)、「老年看護学実習」では高齢者とその家族を取り巻く保健・医療・福祉に関する社会資源の実際についての理解（A-1)、介護保険に関する視点（B-5)、「母性看護学実習」では外来実習（A'-2）が行われていた。退院指導・退院支援を通して生活者の視点や地域との連携の視点で考えられるような学びにつながる実習となっていた。

各実習で、地域で生活する療養者と家族との関わりを通して、留意されている視点・スキルとして、以下の9点が挙げられた。

①地域で生活している人びとの理解、生活そのものが何か、生活と健康の関わり、②地域で生活することを意識する視点、③地域の特性を知り、地域の健康をアセスメントすることの必要性、④地域の中での他機関の位置づけ、⑤多職種間の調整やつなぐ力の必要性、⑥予防的な視点の重要性、⑦退院支援等をイメージしながら入院しないよう、病気にならないよう生活することの重要性、⑧その家族を取り巻く保健・医療・福祉に関する社会資源の実際についての理解、⑨保健医療を策定する行政についての理解。

ただし、各専門領域別の実習では、退院指導・退院支援における生活者の視点や地域との連携については取り入れられているものの、地域志向のケア全般やシステム構築に関する支援技術までは入っていないことが推測された。

3つのタイプに共通して、地域保健と公衆衛生看護が含まれていること、当事者（患者）や多職種を非常勤講師に配した多彩な教育内容が挙げられる。また、家族看護が地域志向のケア関連科目として配置されている。一方、「地域看護の方法論」や「地域看護学実習」が配置されているのは、タイプA'とタイプBのB-6であり、タイプA、タイプBのB-5では、在宅看護領域で教育されていた。その理由として、タイプAは在宅看護が主となり、地域看護学として独立した領域がないための地域看護学の専門

教員（数）の不足、B-5 は選択制による過密カリキュラムの課題があると述べられていた。

地域志向のケアに関する教育理念は 3 つのタイプに共通していたが、大学院での保健師養成を実施していない学士課程では、資源の制約（専門領域の専任教員の不足・過密カリキュラム）のため、現状では在宅看護学など近接領域へ地域看護学の学習内容を組み込まざるを得ない状況のようである。

3-3-4. 地域志向のケア教育を推進する上での条件と課題

タイプＡでは、地域志向のケアの拠点となる病院が主要実習施設として確保できている（A-1)ため、病院実習で地域志向のケアが身近になる。大学全体で地域連携協定等、組織的に取り組んでいること(A-1)が、教員の教育・研究活動の幅を広げ、卒業論文や統合実習等での活用可能性を広げていた。さらに、カリキュラム運営上の権限をもつ者が地域志向のケア教育の視座を有して教育内容を調整できること(A-1)が好条件となっていた。一方で、過密な看護基礎教育カリキュラムの課題ため、他学部との協働や学外での学修時間確保が困難(A-1)であり、保健師養成をしていない大学で、地域志向のケア教育を担当できる人材を確保する困難があった(A-1)。また、開学時に保健師教育課程を持たない大学として構想されたことにより、現状では、保健所や保健センターでの実習配置が認められておらず、保健師と看護師の連携や地域保健活動の実際に触れさせることができず、課題となっていた。

一方、タイプＡ‘の保健師養成を大学院へ移行させた３大学では、学士課程で地域看護学を専門的に教えることのできる教員が揃っている（ A’-2, A’3, A’4）とともに、従来統合カリキュラムによって保健師教育を学部で行っていた実績があり、保健師養成を大学院へ移行させた後も、地域志向のケア教育の必要性が教員間で合意されており、同時に合意を得るための努力が常日頃からなされていた。しかし、統合カリキュラムで教えていた頃に比して、地域看護学の授業時間、実習時間が減少したため、どのような内容をどこまでどの科目でどのように教えるかは、更なる検討が必要となり、教育内容の精選や実習方法の工夫（A’-2,3,4）、実習フィールドとの調整（A’-2,4）、教員間の調整（A’-2,3,4）といった課題に直面していた。また、教育内容を充実させるにあたり、地域の人材を効果的に活用するために必要な予算の確保（A’-2,3,4）や、非常勤実習指導者（A’-2）の確保に苦慮している、といった課題も共通していた。

特に、附属病院をもつ大学（A’-2）では、保健師養成を大学院へ移行させた後、高度急性期医療を担う大学病院での実習が中心となった。このため、学生に、地域をアセスメントするという視点が希薄になりがちだ、という課題を抱えており、地域をアセスメントする視点を養うようなカリキュラム全体の改革や、実習施設との更なる連携強化が必要と認識していた。一方、A’-4 が在る県では、県全体で看護職の育成を考えるような風土があり、県内各実習施設を利用する学校・養成所が、保健師養成の有無に拘わらず、自主的に実習施設を調整するしくみができあがっていた。その結果、A’-4 は、保健師養成を大学院へ移行させた後も、学士課程で地域志向のケア教育を行うのに相応しい実習フィールドが確保できていた。大学側も全実習施設に毎年教員が必ず訪問し、実習成果のフィードバックと次年度の課題について直接現場の看護職と話し合っており、地域志向のケア教育を推進する上で互恵的な関係が維持されていた。

また、タイプＡ’と同様に、保健師教育を担う教員がそろっているタイプＢの保健師選択制の大学では、地域志向のケア教育を強化していくための条件として、①学生への教育方法、②指導者の育成、③地域との連携、④事業としての展開があげられた。

① 学生への教育方法については、地域志向のケアを学生が誤って理解しないよう、講義等で看護の

概念を広くとらえられるよう教授し（B-5）、地域で生活する当事者や支援者を積極的に講師として招くことで学生がイメージしやすいように工夫していた（B-6）。また、科目の担当教員だけでなく、教員同士や学生に関わる現場の指導者たちと、地域志向のケアへの共通認識をもてるように話し合っていた（B-5）。

② 指導者の育成については、実習指導に関わる教職員が、技術教育だけではなく、考え方も導く学生指導ができるように大学が現任教育を担う（B-5）、大学院の講義を現場の職員にも開放し、かつ大学院生を退院支援の会議に出席させる（B-6）、現場の指導者を育成することを通して学部生の教育強化につなげていた（B-6）。

③ 地域との連携について、地域をフィールドとした実習では、実習の前後にも教員が実習場所に出向き、学生の学修の成果を説明することで、実習を受け入れた職員が教育効果を実感し達成感を得ることができるようにする（B-5, B-6）と共に、実習先からの研修会の講師や事例検討会のアドバイザーなどを教員が積極的に引き受ける（B-5, B-6）と共に、教員が現場の職員たちと研究会を開催するなど（B-5）、地域との連携に努力していた。また、「地（知）の拠点整備事業」に採択されたことにより、従来から実施してきた地域との交流がより充実し、住民の意識も高まり協力が得られやすくなった（B-6）。

しかし、このような条件を整えていく上で、タイプＢでは、人的資源の問題、看護基礎教育における地域看護学教育の課題、があげられた。人的資源の問題としては、教員の不足や欠員により教員が疲れているため、教育内容や問題を共有する時間が十分取れないこと、学士教育の中で地域志向のケアを学生にイメージさせるための教材研究にかける時間が確保できないこと、学生教育につながる現場の職員のスキルを向上させるための現任教育を担えないことがあげられた（B-5）。看護基礎教育における地域看護学教育の課題としては、保健師教育課程を選択しない学生への地域看護に関する教育が不十分なことがあげられた。社会を理解するための「公衆衛生学」や「健康政策論」などの科目が学士課程で開講されていないことや、統合分野で「公衆衛生看護学」を教授しているが、「地域看護学」を教授していないため地域看護の視点が弱くなっていることが課題として述べられた（B-5）。今後、法的に整備され、通知・通達等が出されれば、教育内容を検討する共通の目的ができ、学科会議を中心に話し合いができると希望が述べられた（B-5）。一方で、公衆衛生看護学関連科目は必修だが、「疫学・保健統計」は選択科目である大学では、保健師教育課程を選択しない学生にも、データ解釈などのマスの視点を習得してもらうためにはどうしたらよいかが課題であると語られた（B-6）。

今回のヒアリング結果から、保健師養成を大学院へ移行させたタイプＡ’の大学、保健師養成を選択制としているタイプＢの大学では、これまでの統合カリキュラムでの地域看護学の教育実績を前提に、地域志向のケア教育の強化を図ることができる、という点に強みがあるといえる。一方、地域志向のケアのリアリティはあらゆる医療施設にあるため、看護師国家試験受験資格取得のみのタイプＡの大学のように、保健所や保健センター等をフィールドに持たない場合も、B-6 のような地域と連携する工夫等を参考にすることで、地域志向のケア教育を推進する学習環境を確保・構築しうる可能性が示された。また、大学全体が地域（コミュニティ）との結びつきを強めていくことができれば、全学的な取り組みの中で、教育の可能性が広げられることもわかり、＜地（知）の拠点事業＞のようなバックアップが重要であることが確認できた。

しかし、学部教育において、地域看護学に割くことのできる授業時間、実習時間はともに減少しており、教育内容の精選や実習方法の工夫、実習フィールドとの再調整、教員間の再調整なしには、地域志

向のケア教育を推進することはできない、という課題は、３つのタイプともに共通していた。したがって、地域志向のケア教育を推進していくためには、教員全体で地域志向のケア教育の必要性について合意形成するととともに、カリキュラム全体の見直しや、各授業科目の位置づけを再検討していく必要がある。特に地域の実習では、実習施設職員を指導者として育成するために、教員が現任教育を担うことや研修会等の講師になることで地域の職員のスキルを底上げし、学生への教育力も向上させるような循環を意図的に行っていくことが重要であると考えられた。

また、地域保健活動の実際や保健師・看護師連携の学修の場を創出し、維持するためには、資金面はもちろん、創意工夫を継続する意欲ある人材の確保が不可欠であることもわかった。特に、保健師教育に関わる機会のない大学では、地域との連携の際に中核となる教育・研究者を担保しにくいことが明らかとなった。したがって、保健師養成に関わる選択コースや大学院を持たない看護系大学も含めて、今後、「地域看護学」を導入すること、そこで何をどこまで教授するのかについての一定の合意をつくること、更に、看護系大学には、地域看護学、社会学、公衆衛生学、保健学等、地域(コミュニティ)におけるケアに焦点をあて意欲的に活動する教員の常時配置を要件とするなども考慮する必要がある。

４．提言

4-1. 地域志向のケアに関する視点を育成する必要性

看護基礎教育の中では、従来からプライマリヘルスケア、ヘルスプロモーションが教育されてきたが、近年、地域志向のケアを教育する重要性が高まり、更に進めて、地域を視野に置き、地域をアセスメントする視点を全看護職が修得することが不可欠となった。具体的には、①地域で生活している人びとと生活・健康への関わりの理解、②地域での生活を意識する、③地域の特性や地域の健康をアセスメントする必要性と手段、④地域の多機関の位置づけ、⑤多職種間の調整・連携力、⑥予防的視点、⑦退院支援等と予防、⑧家族を取り巻く保健・医療・福祉資源、⑨行政への理解と手立て等である。

看護学の各専門領域でも、個のケアを通して退院支援、地域へとの連携、シームレスケアは教授されるようになってきた。一方で、「地域（コミュニティ）をアセスメントし、地域の資源配分を含めてケアシステムを理解し、必要な政策を理解し、施策化していく技術」が看護基礎教育では求められる。これに関しては、「学士課程版看護実践能力と到達目標」として具体的な学修項目が提示されている。

今回、「学士課程が看護師教育のみで保健師教育はない」（タイプＡ）、「学士課程は看護師教育のみで修士課程で保健師教育を実施」（タイプＡ’）、「学士課程で保健師教育が選択制」（タイプＢ）の教育課程を訪問調査し、「看護基礎教育の中で地域の看護に関連する科目を必修とすること」「地域の看護を学ぶ実習も入れること」が重要と結論されると共に、実現のための課題が明確になった。

(1)学士課程では「地域志向のケア」に関わる必修科目を設定すべきである。

地域志向のケア教育を実施するためには、看護基礎教育において、「地域志向のケア」とその具体的な活動方法を理解できるような教育が不可欠である。そのためには、全ての看護系大学で、「地域志向のケア」に関わる科目を必修として設定し、それを専門領域とする教員・研究者を配置していく必要がある。この教員たちは、大学の地域貢献の窓口（担当者）としても力を発揮しうる。

(2)「地域社会における予防・保健に関する看護活動の実際を経験し得る実習」の導入が望ましい。

看護基礎教育では、卒業生の実践力として、外来や入院患者が退院後どのような生活をおくることが望ましいかを考えるとともに、その人の状況から地域の課題を見出す視点、実践力を付与することが求められる。これは、看護の専門科目や実習で外来や退院支援、チームケアを通して体験できる側面の他

に、地域の課題を地域診断という手法で明確にし、政策と施策化の必要性と具体策を提案するという側面がある。後者は、看護実践を改善・改革する上で必要となる。また、同じ看護職として密接に連携する保健師の活動も見聞きし、認識する機会を持つ必要がある。そのためには、「地域社会における予防・保健に関する看護活動の実際を経験し得る実習」が導入されることが望ましい。

4-2. 地域志向のケアに向けた取り組みを実施する際に生じる種々の悩み・困難点と解決策

(1)「地域志向のケアに関連する科目」を学修する時間を確保する難しさと解決策

「看護基礎教育で地域志向のケアに関連する科目」（地域看護学など）をカリキュラムに組入れようとしても、選択制で保健師・助産師・養護教諭を同時に取得させる場合には、カリキュラムが過密になり、時間確保が難しい。また、必修科目の大幅な増加は難しいため、何らかの工夫が必要である。先ずは、教員間の合意形成に向けて学内で語る機会を設け、方向性を共有することにより、カリキュラムを地域志向性に向けて動かしていく必要がある。これは、看護管理等、ともすれば、施設内にとどまりがちな科目も、地域を志向して組み立てる必要があろう。

一方で、「学士課程版看護実践能力と到達目標」にある地域ケアの構築や、社会の動向を踏まえて看護を創造する基礎力を培うためには、あらゆる科目を、地域との連携や多職種協働、看護政策をも包含した内容に拡充する必要性がある。

(2) 教員確保の難しさと解決策・留意点

看護基礎教育で「地域志向のケア」を教育内容に組み込もうとする場合、それに対する情熱とスキルを持ち、リードしてくれる教員が不可欠である。今回の対象校には、いずれにも、そういう教員が存在したが、どのように確保するかが重要である。保健師教育を学士課程選択制もしくは大学院で行っている場合には、地域志向性のある専任教員を学内に確保することが可能であるが、保健師教育を行っていない場合には、その担当者をどのように確保するかが課題である。予算を確保するためにも、「地域志向のケア」教育の必要性を、公的に位置づけることが望ましい。

一方で、教員が、通常の教育を行いながら地域貢献も行う際には、過重労働になる危険性がある。予算や人員を確保するなどの対策が必要である。

5. 今後の課題

平成 26 年度に実施した調査結果を基に全国調査を行い（特に、タイプ A)、看護基礎教育における地域志向のケア教育を実現するための方策について具体策を提言する。

6. 資料　なし

引用文献

1）大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会：学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時の到達目標．大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会報告書．(2011.3.11)
http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001vb6s-att/2r9852000001vbk2.pdf

2）石橋みゆき他著：平成 23 年保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正に伴う看護系大学における新カリキュラムの概要．看護教育 53(5):398-403,2012